



【令和7年度】宜野湾市保育施設等入所案内

※『受付期間』や『提出先』は希望する保育施設や認定区分によって異なりますので、ご注意ください。



■受付期間及び申込先について ※認定区分（1号・2号・3号）についてはP1を参照ください。

1号（教育部分）

●公立幼稚園及び（仮称）大山こども園

【受付期間】※土日祝は除く

令和6年10月10日（木）～10月29日（火）

《午前》9時～11時30分 《午後》13時～17時00分

【受付場所】

宜野湾市役所多目的会議室（正面玄関向かい）

●私立幼稚園・私立認定こども園

【受付期間】各保育施設にお問い合わせください。

【提出先】各保育施設

※1号→2号に切替希望の場合は新たに申込が必要です。

2号・3号（保育部分）

【受付期間】※土日祝は除く

令和6年10月10日（木）～10月29日（火）

《午前》9時～11時30分 《午後》13時～17時00分

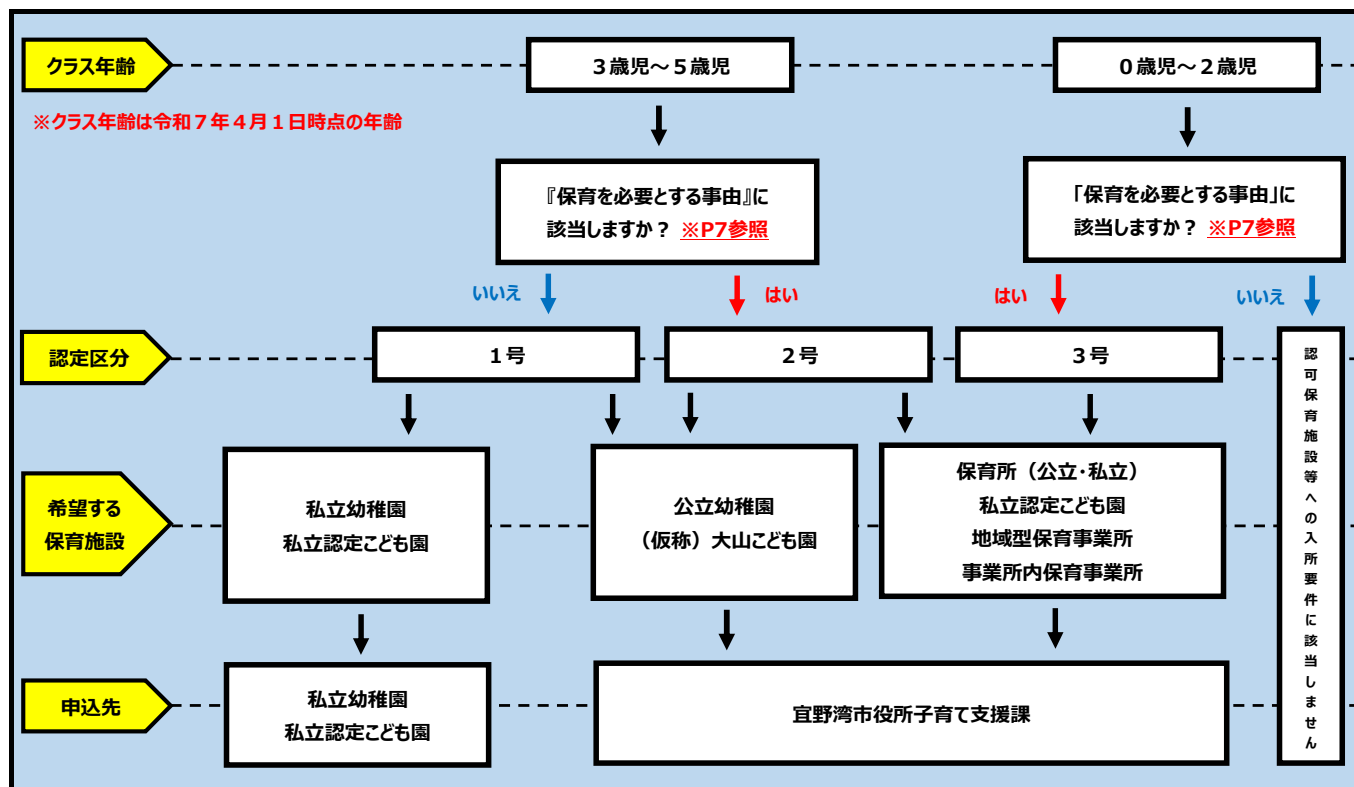
【受付場所】

宜野湾市役所多目的会議室（正面玄関向かい）

【注意事項】

・既に認可保育施設に在園しており、別の認可保育施設への転園を希望する場合も申込が必要です。

■申込に関するイメージ図



最新の情報について

最新の情報については、宜野湾市のホームページで随時ご確認ください。

※このパンフレットは予告なく変更・修正する場合がありますので、ご了承ください。

●【令和7年度】宜野湾市保育施設等入所申込ページURL↓

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/fukushi/2/14962.html>

●【令和7年度】宜野湾市立幼稚園入園申込ページURL↓

https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/fukushi/2/1_2/14961.html

【保育施設等】



【公立幼稚園】



●令和7年4月2日以降に入所を希望する場合の受付期間

【受付期間】令和7年1月6日（月）～

【申込先】宜野湾市役所 子育て支援課

※私立認定こども園（1号）については各保育施設にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宜野湾市役所 福祉推進部 子育て支援課

保育児童係（2・3号） TEL：098-893-4156（直通）

幼保支援係（1号） TEL：098-893-4649（直通）



●このパンフレットの内容は保育施設等の利用を検討しているすべての方に確認していただきたい内容になっておりますので、申込前に必ずお読みください。

① 認定区分（１・２・３号）及び保育必要量（標準時間・短時間）について……………	P1
② 利用申込から入所までの流れ……………	P2
③ 令和７年４月一斉入所受付期間及び対象児童……………	P3
④ 【令和７年４月一斉入所】利用申込から入所までのスケジュール……………	P4
⑤ 申込に必要な書類（２・３号）……………	P5
⑥ 申込に必要な書類（１号）……………	P6
⑦ 『保育を必要とする事由』を証明する書類……………	P7
⑧ 令和７年度『大山幼稚園』 公私連携幼保連携型認定こども園（民営）への移行について……………	P8.9
⑨ 令和７年度認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表……………	P10
⑩ 保育料（利用者負担額）算定及び階層区分の認定について・ 保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料のお支払いについて……………	P11.12
⑪ 特別支援保育について……………	P13
⑫ 令和７年度宜野湾市立幼稚園における一時預かり保育事業実施要項……………	P14.15
⑬ 宜野湾市立幼稚園における特別支援教育（保育）について……………	P16
⑭ 宜野湾市幼稚園一覧（１号認定）……………	P17
⑮ 宜野湾市認可保育施設（２・３号）一覧表……………	P18.19
⑯ 宜野湾市認可外保育施設一覧……………	P20.21
⑰ その他の保育事業について……………	P22.23
⑱ 認可外保育施設等の保育料無償化認定について……………	P24.25
⑲ よくある質問 FAQ（Frequently Asked Questions）……………	P26～33

▼認定区分（１・２・３号）及び保育必要量（標準時間・短時間）について

①認定区分について

認定区分	対象児童	利用できる保育施設
1号認定	満3歳以上の児童（『保育を必要とする事由』に該当しない場合）	認定こども園（教育部分） / 幼稚園
2号認定	満3歳以上の児童（『保育を必要とする事由』に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所
3号認定	満3歳未満の児童（『保育を必要とする事由』に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所 地域型保育所

- 児童の年齢や『保育を必要とする事由（P7 参照）』の有無により、1号・2号・3号の区分に分かれます。
- 保育施設等を利用するためには、市から『認定』を受ける必要があります。
- 保育施設等（2号・3号認定）は保護者が就労している等、日中家庭において保育を行うことが困難な状況にある児童を保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため、『保育を必要とする事由』が無い場合は、保育が必要な状態として認めることができず、『支給認定証』が交付されない場合があります。（※1号認定を除く）

※支給認定を受けた場合でも、保育施設等の定員超過や利用調整(基準に基づく入所選考)により、入所できないことがあります。

※『集団生活に慣れさせたい』、『下の子の家庭保育に手がかかる』等の理由のみで『保育を必要とする事由』がない場合は、認定できません。

- 支給認定の申請は、保育施設等の利用申込と同時に行うことができます。

※企業主導型保育所を利用する方は、利用開始前に支給認定を受ける手続きが必要になります。

② 1号認定の保育必要量（教育時間）について

- 1号認定は『教育標準時間』となります。

教育標準時間	登園時間から概ね14時まで利用することができます。※詳細は保育施設によって異なります。
--------	---

※1号認定での利用は平日（月曜日から金曜日まで）のみとなり、土曜日や夏休み等の長期休暇は原則お休みとなります。お休みの日も利用を希望する場合は、入所している保育施設と調整が必要となります。また、お休みの日も利用する場合、基本的に預かり保育利用料（P14.15 参照）が別途かかります。

③ 2・3号認定の保育必要量（保育利用時間）について

- 2・3号認定の保育必要量は『保育標準時間』と『保育短時間』に区分されます。

保育標準時間	保護者がフルタイムで就労している等を想定した利用時間で、1日最大で11時間まで利用することができます。
保育短時間	保護者がパートタイムで就労している等を想定した利用時間で、1日最大で8時間まで利用することができます。

※保育施設等によって定められた『保育標準時間』及び『保育短時間』の時間を過ぎて利用した場合は、延長保育料が別途かかります。

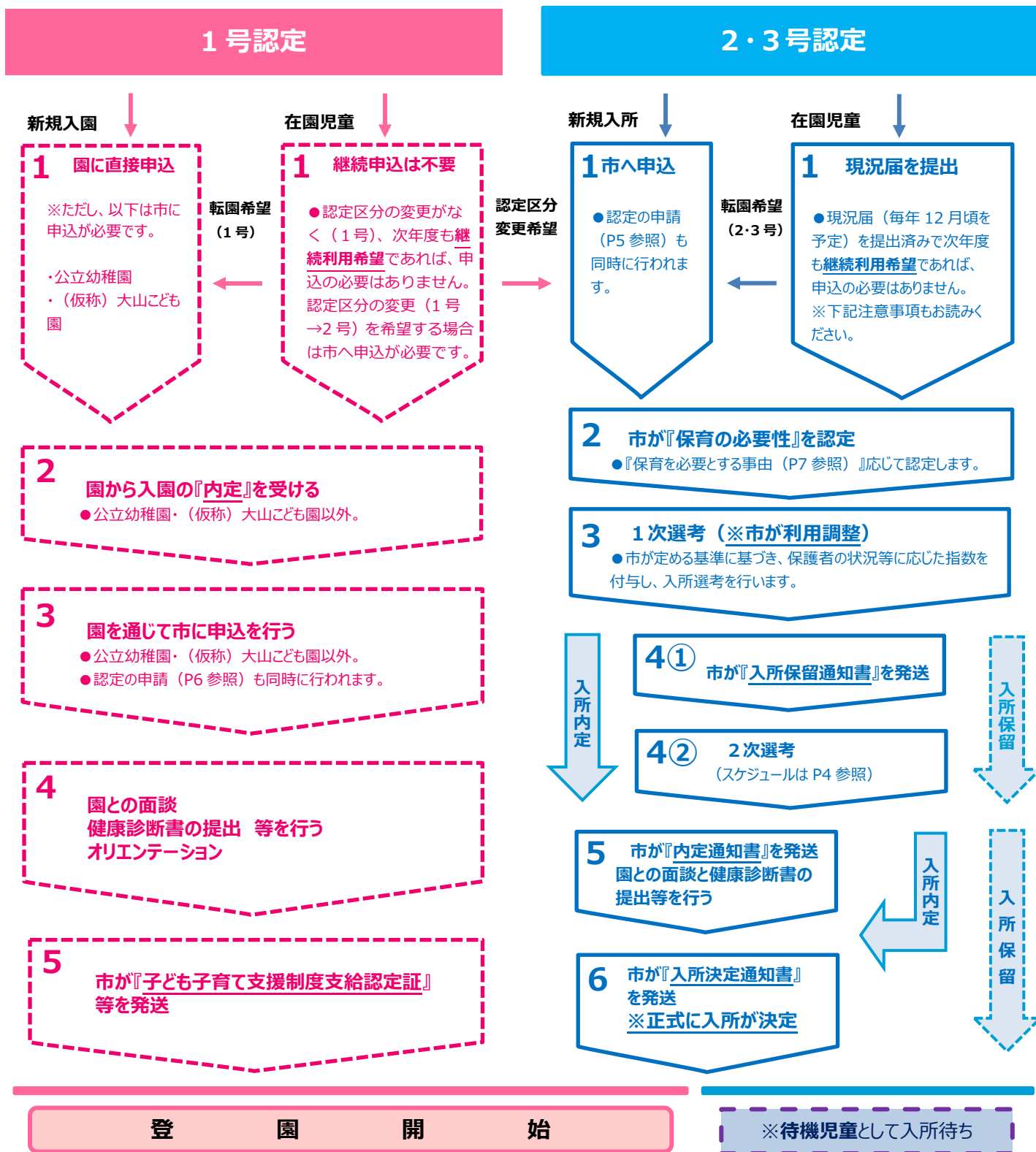
【保育利用時間のイメージ（例）】



※開・閉所時間や延長保育時間は各保育施設によって異なります。（詳細は P17.18.19 を参照）

▼利用申込から入所までの流れ

利用申込から入所までの流れ（イメージ図）



【注意事項】

- ※2・3号認定の在園児童が継続利用を希望する場合、保護者の『保育を必要とする事由』が必要になります。
- ※転園や認定区分の変更を希望する場合は申込が必要になります。
- ※園との面談及び健康診断の結果、『一般保育・集団保育に適さない』と判断された場合は入所できないことがあります。

令和7年4月一斉入所受付期間及び対象児童

《新規・転園受付期間》 【注意】1号認定は公立幼稚園及び（仮称）大山こども園のみ

【受付場所】 宜野湾市役所多目的会議室（正面玄関向かい）

【受付期間】 令和6年10月10日（木）～ 令和6年10月29日（火） **※土日祝日を除く**

【受付時間】 《午前》9時～11時30分 《午後》13時～17時00分 **※最終受付は16:30**

※令和6年10月1日（火）からHPにて、申込に必要な書類をダウンロード（取得）することができます。

《郵送の場合》 【注意】令和6年10月1日より郵便料金が増額されています

【宛先】 〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所 子育て支援課

※【保育所申込】または【幼稚園申込】と赤字で記載してください。

【注意事項】

※令和6年10月29日（火）までの消印が有効になります。

※①切手を貼った返信用封筒と②保護者の運転免許証等の身元が分かる証明書の写しを同封してください。

※郵送事故に関する責任は一切負いかねます。予めご了承ください。

※申請内容に不備や不明な点があった場合には電話等で確認を行います。連絡がつかない場合は入所選考で不利に扱われたり、申込自体が無効になることがあります。

《入所対象となる児童》



【2・3号認定】

・宜野湾市内に住所を有する 平成31年（2019年）4月2日 から 令和6年（2024年）12月31日 までに出生している児童が入所の対象になります。市外住民の方も転入予定として申し込むことができますが、入所が決まった場合は令和7年3月14日（金）までに宜野湾市への転入が必要になります。

【1号認定】

・宜野湾市内に住所を有する以下の児童が入園の対象になります。

公立幼稚園

【対象年齢】

平成31年（2019年）4月2日 から 令和3年（2021年）4月1日 までに出生している児童

※年中児（4歳児）については、保護者等による登降園の送迎が必要です。

※一時預かり保育事業（午後の預かり保育）やケータリングについては、P14.15を参照ください。

【区域】 宜野湾市立小学校通学区に準ずる

【定員】 年長児（5歳児）：なし **※希望者は全員可**

年中児（4歳児）：各幼稚園30名 **※申込が定員を超えた場合は抽選で決定いたします**

【教育標準時間】（月・水・金）8:15 から 12:00 （火・木）8:15 から 14:00 **※弁当日**

【保育料】 自己負担なし **※教材費等の別途徴収有**

（仮称）大山こども園

【対象年齢】

平成31年（2019年）4月2日 から 令和4年（2022年）4月1日 までに出生している児童

【区域】 宜野湾市立小学校通学区に準ずる

【定員（1号）】 年長児（5歳児）：各10名

年中児（4歳児）：各10名

年少児（3歳児）：各5名

※申込が定員を超えた場合は相談に応じます

【教育標準時間】（平日）8:15 から 14:00 **※給食の提供有**

【保育料】 自己負担なし **※教材費、給食費、一時（午後）預かり保育料等の別途徴収有**

【令和7年4月一斉入所】利用申込から入所までのスケジュール

【2・3号認定】



利用申込受付期間	令和6年10月10日（木）～ 令和6年10月29日（火）
申込書類・希望園差替期間	～ 令和6年11月15日（金） ※17:15まで
結果通知書（1次選考）発送時期	令和7年1月下旬予定 ※HPにてお知らせいたします。
園との面談及び健康診断書の提出① （※1次選考で内定した方）	令和7年2月上旬～ 令和7年3月上旬予定 ※詳細は内定通知書にてお知らせいたします。
2次選考に向けた希望園変更期間 （※内定辞退及び保留となった方）	～ 令和7年2月中旬予定 ※詳細は結果（内定・保留）通知書に同封してお知らせいたします。
結果通知書（2次選考）発送時期	令和7年3月上旬予定 ※HPにてお知らせいたします。
園との面談及び健康診断書の提出② （※2次選考で内定した方）	～ 令和7年3月下旬予定 ※詳細は内定通知書にてお知らせいたします。
入所決定通知書発送時期 （※面談及び健康診断書の提出が完了した方）	令和7年3月下旬予定 ●入所決定通知書の発送をもって正式に入所が確定します。

【1号認定】 【注意】公立幼稚園及び（仮称）大山こども園のみ



入園申込受付期間	令和6年10月10日（木）～ 令和6年10月29日（火）
公立幼稚園での面談 ※詳細は申込受付時にご案内します	①令和6年11月13日（水）14:00～16:00 ②令和6年11月15日（金）14:00～16:00 ●面談の出席をもって入園内定となります。 ※年中児（4歳児）について、申込が定員を超えた場合は抽選で決定いたします。
入園オリエンテーション	令和7年2月中旬予定 ※詳細は面談時にお知らせいたします。
子ども子育て支援制度支給認定証等発送時期 （※面談等が完了した方）	令和7年3月下旬予定 ●子ども子育て支援制度支給認定証等の発送をもって正式に入所が確定します。

※『（仮称）大山こども園』については上記スケジュールと異なる可能性があります。

私立幼稚園・私立認定こども園【公立幼稚園及び（仮称）大山こども園以外】1号認定の申込について

入園申込先	入園を希望する保育施設
受付期間	入園を希望する保育施設が定めた期間 ※詳細は保育施設に直接ご確認ください。
結果通知時期	※詳細は保育施設に直接ご確認ください。
その他注意事項	※募集の有無についても保育施設に事前にご確認ください。 ※保育施設が定めた方法で入園児童が決定されます。

▼申込に必要な書類（２・３号）

（１）申込に必要な書類（※申込書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。）

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①必要書類確認リスト	申込児童につき1部
	②教育・保育給付等支給認定申請書	
	③令和７年度保育所等利用希望申込書【４月一斉入所申込用】	
	④家庭状況届／児童の状況調査票	
	⑤個人情報等に関する同意書	
	⑥『保育を必要とする事由』を証明する書類（※P7を参照。きょうだいがいる場合は原本+コピーでも可。）	申込児童につき1部ずつ ※保護者それぞれ1部ずつ
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（２）を参照	申込児童につき1部ずつ ※きょうだいがいる場合は 原本+コピーでも可
	■転入予定の方が必要な手続き・書類 ※（３）を参照	
	■広域入所を希望する方が必要な手続き・書類 ※（４）を参照	

（２）世帯状況に応じて必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類	必要部数
ひとり親世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください ■保護者の戸籍謄本（写し） ※児童扶養手当、母子・父子医療費助成・遺族年金のいずれか受給している世帯は提出不要。 ■遺族年金の証書（写し）※受給している方のみ	申込児童につき1部
離婚を前提に別居している方	■婚姻中の父母いずれかの書類が提出できない旨の申立書（※子育て支援課様式） ※添付書類として、①離婚調停中であることが分かる資料（写し）または②民生委員からの証明が必要になります。	
生活保護世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください	
同居している方に 障がい者（児）がいる世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください ・以下の手当等を受給されている場合は証書や手帳等の写しをご提出ください。 ■特別児童扶養手当 ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ■障がい年金	
里親世帯	■措置決定通知書等（写し）	
令和６年１月１日時点で国外に 居住していた方及び軍人・軍属の方	■2023年中の収入が確認できる書類（W-2等）	
米軍人・軍属等で宜野湾市に住民票がない方	■パスポートや在留カード（写し）	
特別支援保育を希望する方	■特別支援保育審査委員会への申込 ※P13を参照	

（３）転入予定の方が必要な手続き・書類

必要な手続き・書類	必要部数
■転入に関する誓約書（※子育て支援課様式）	申込児童につき1部
■住民票謄本等の世帯員全員の名前・生年月日・住所・マイナンバー等が分かる書類（写し） ※個々の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等でも可。	
■令和７年３月１４日（金）までに宜野湾市への転入が必要になります	

（４）広域入所を希望する方が必要な手続き・書類

①宜野湾市民の方が他市町村の認可保育施設へ入所を希望する場合（委託）

必要な手続き・書類	申込様式	提出先
■上記（１）・（２）に記載されている書類 【注意事項】 ・希望する保育施設が所在する市町村の受付期間をご確認の上、 締切１０日前までに 宜野湾市へ提出してください。 ※保護者から申込書類を不備なく受け取った後、宜野湾市から他市町村へ申込書類を送付いたします。 ・入所選考は希望する保育施設が所在する市町村が行います。		宜野湾市

②他市町村民の方が宜野湾市の認可保育施設へ入所を希望する場合（受託）

必要な手続き・書類	申込様式	提出先
■居住している市町村の申込書類一式 【注意事項】 ・ 令和６年１１月２９日（金）まで に宜野湾市に必着するように居住している市町村へ提出してください。 ・入所選考は宜野湾市が行いますが、 待機児童が解消されるまでは市内住民が優先になります。		居住している市町村

▼申込に必要な書類（1号）

公立幼稚園及び（仮称）大山こども園への入園申込

（1）申込に必要な書類（※申込書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。）

①公立幼稚園への入園を希望する方

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①教育・保育給付等支給認定申請書 ②入園願書 ※年中児は『2年保育入園願書』 ③誓約書 ※保証人は保護者と別世帯の方 ④個人情報等に関する同意書	申込児童につき1部
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（2）を参照	

②（仮称）大山こども園への入園を希望する方

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①教育・保育給付等支給認定申請書 ②個人情報等に関する同意書	申込児童につき1部
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（2）を参照	

（2）世帯状況に応じて必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類	必要部数
ひとり親世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください ■保護者の戸籍謄本（写し） ※児童扶養手当、母子・父子医療費助成・遺族年金のいずれか受給している世帯は提出不要。 ■遺族年金の証書（写し）※受給している方のみ	申込児童につき1部
生活保護世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください	
同居している方に 障がい者（児）がいる世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください ・以下の手当等を受給されている場合は証書や手帳等の写しをご提出ください。 ■特別児童扶養手当 ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ■障がい年金	
米軍人・軍属等で宜野湾市に住民票がない方	■パスポートや在留カード（写し）	

公立幼稚園の一時預かり保育（午後の預かり保育）の利用 ※詳細はP14.15を参照

（1）利用に必要な書類

①長期預かり保育【※保護者の就労等を理由に午後の保育を必要とする方】

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ②一時預かり保育許可申請書 ③『保育を必要とする事由』を証明する書類（※P7を参照。きょうだいがいる場合は原本+コピーでも可。）	申込児童につき1部
希望する世帯のみ	④ケータリング利用に係る誓約書 ※ <u>弁当日（火・木）を除く</u>	

《注意事項》

- 『保育を必要とする事由』が『育児休業』または『みなし育休』の場合は、『短期預かり保育』の取り扱いとなります。
- ケータリングの利用を希望しない場合は、月・水・金も弁当持参となります。

②短期預かり保育【※専業主婦（夫）の方】

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①一時預かり保育許可申請書 ※利用を希望する1週間前までに幼稚園へ直接ご提出ください。	申込児童につき1部

《注意事項》

- 『短期預かり保育』は、日単位（月の教育日数の半数以上を超えない範囲）での利用となります。
- 長期休業中等の園の状況によって、受け入れを制限する場合があります。

▼『保育を必要とする事由』を証明する書類

- 保護者それぞれに以下に該当する『保育を必要とする事由』がある場合は、認可保育施設（２・３号）への入所申込を行うことができます。
- ２つの会社で就労している等、『保育を必要とする事由』が複数ある場合は、全てに関する証明書を提出してください。
- 申込児童が複数いる場合の『保育を必要とする事由』を証明する書類について、一方に原本、もう一方にはそのコピーを添付してください。
- ①申込日から起算して６カ月以内に作成・発行されたもの、かつ、②現時点で内容に変更がない場合は、有効な証明書として扱います。

保育を必要とする事由	必要な書類	保育必要量	注意事項
就労している方 (被雇用者) ※産休・育休中 の方も含む	・就労証明(申告)書 ※子育て支援課様式	標準時間 ・ 短時間	※ <u>月６４時間以上かつ月５４,０００円以上の収入があることが要件</u> になります。この要件を満たさない場合は『求職活動』として扱います。 ※本人記入及び日付が無い、記入担当者名が無いものは無効となります。記入漏れが無いよう、ご注意ください。 ※『育児休業』を理由に申込ができるのは、『転園申込』の方のみになります。
就労している方 (自営業・法人役員) ※農業・漁業・畜産業 ・内職を含む	・就労証明(申告)書 ※子育て支援課様式 ※就労証明(申告)書に加えて、(１)～(４)の状況に合わせて、以下の添付書類が必要になります。 (１) 令和６年１月１日以前から自営業を開始している方 ■ 税務署等で確定申告をした際の本人控えの写し (２) 令和６年１月１日以降に自営業を開始した方 ■ 税務署へ提出した個人事業開業届の本人控えの写し ■ 保健所が発行した営業許可証等の写し (３) 法人役員の方 ■ ご自身の氏名・住所が記載された法人登記簿謄本の写し (４) 家族従事者・協力者の方 ■ 民生委員からの証明	標準時間 ・ 短時間	※ <u>月６４時間以上かつ月５４,０００円以上の収入があることが要件</u> になります。この要件を満たさない場合は『求職活動』として扱います。 ※本人記入及び日付が無い、記入担当者名が無いものは無効となります。記入漏れが無いよう、ご注意ください。 ※民生委員からの証明を受ける場合、民生委員へ『民生委員への依頼書(※子育て支援課様式)』を提出する必要があります。また、証明を受ける際に時間がかかることもあるため、期限に余裕をもって、お早めに依頼してください。
申込児童の 下のきょうだいを 出産予定の方	・親子健康手帳(母子手帳)の以下のページの写し(A4) ① 出産予定日が記載されているページ ② 母の氏名が記載されているページ	標準時間	※ <u>出産予定日が令和７年２月４日(火)から令和７年７月１日(火)</u> の方が対象になります。
疾病をお持ちの方	・診断書 ※子育て支援課様式	標準時間	※『 <u>保育に支障がある</u> 』旨の内容が記載されていることが必要です。
障がいをお持ちの方	・以下のいずれかをご提出ください。 ① 以下の手帳の写し(A4) ■ 身体障がい者手帳 ■ 精神障がい者保健福祉手帳 ■ 療育手帳 ② 診断書 ※子育て支援課様式	標準時間	※診断書の場合、『 <u>保育に支障がある</u> 』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、令和７年４月１日時点で有効期間内であることが必要です。
親族の看護・介護 をしている方	・看護・介護申立書 ※子育て支援課様式 ・『看護・介護申立書』に加えて、以下のいずれか１つを添付してください。 ① 診断書 ※子育て支援課様式 ② 身体障がい者手帳の写し(A4) ③ 精神障がい者保健福祉手帳の写し(A4) ④ 療育手帳の写し(A4) ⑤ 介護保険被保険者証の写し(A4) ※要介護以上	標準時間 ・ 短時間	※親族の看護・介護に <u>月６４時間以上を要していることが要件</u> です。 ※診断書の場合、『 <u>介助が必要である</u> 』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、令和７年４月１日時点で有効期間内であることが必要です。
災害復旧等	・罹災証明書	標準時間	※災害復旧にあっている場合にご提出ください。
求職活動中の方	・求職活動状況申立書 ※子育て支援課様式	標準時間	※認定有効期間は認定日から起算して、９０日が経過する日の月末までとなります。
就学している方	・在学証明書 ※学校様式 ・『在学証明書』に加えて、以下のいずれか１つを添付してください。 ① 授業日程(時間割)が分かる資料の写し(A4) ② 授業(学習)日程申立書 ※子育て支援課様式	標準時間 ・ 短時間	※就学に要している時間(拘束時間を含む)が <u>月６４時間以上であることが要件</u> です。 ※大学及び高校や１年以上の専門学校、職業訓練校等に通っている場合(通信でも可)に認定することができます。ただし、自動車学校や塾、習い事教室等は除く。
申込児童の 下のきょうだいを 家庭保育している方 (みなし育休)	・継続利用に関する申立書 ※子育て支援課様式	短時間	※みなし育休に係る児童が認可保育施設等を利用していない場合に、２歳になるまでの間は認定することができます。 ※『みなし育休』を理由に申込ができるのは、『 <u>転園申込</u> 』の方のみになります。

【注意事項】『保育を必要とする事由』に変更がある場合

・就労先や就労内容の変更があった場合は、新しい就労証明書を速やかに子育て支援課へご提出ください。また、退職等により、『保育を必要とする事由』に変更があった際も同様です。正当な理由無く、変更手続きを行わない場合は、認定取消を行います。

令和7年度『大山幼稚園』公私連携幼保連携型認定こども園（民営）への移行について

宜野湾市では、市立幼稚園・保育所の課題への対応に向けた取り組みとして、令和6年2月に『宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画』を策定し、全ての市立幼稚園を順次、幼保連携型認定こども園へ移行していく予定です。今回、基本計画に基づき、本市の幼児教育及び保育行政を理解し、質の高い教育及び保育等の継続的かつ安定的な提供を図るため、令和7年度から宜野湾市立大山幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行します。

移行対象の市立幼稚園	運営法人	所在地 / 開園時間 / 定員
大山幼稚園	社会福祉法人 弘文会	【所在地】 宜野湾市大山5-16-1 【開園時間】 7:15 ~ 19:15 ※土曜日含む （1号認定）8:15 ~ 14:00 ※『一時預かり』を利用する児童は18:15まで （2号認定：標準時間）7:15 ~ 18:15 （2号認定：短時間）8:15 ~ 16:15 ※上記を超えて利用する場合は『延長保育』となります 【定員】 95名 （5歳児）1号認定：10名・2号認定：40名 計：50名 （4歳児）1号認定：10名・2号認定：15名 計：25名 （3歳児）1号認定：5名・2号認定：15名 計：20名

※上記内容は予定であり、変更となる場合があります。

※小学校隣接のため、原則徒歩登園（車両送迎不可）となります。

※小学校への円滑な接続を見据えて、小学校区に居住する児童を優先的に受け入れることを基本とします。

※『2号認定』の場合、保護者様の『保育を必要とする事由』により、利用調整（入所選考）を行うため、入所できない可能性もあります。

今後の市立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行スケジュール（予定）

市立幼稚園名 / 中学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
宜野湾中学校	長田幼稚園			★ (公私連携)	
	宜野湾幼稚園				☆ (公立)
普天間中学校	普天間幼稚園				☆ (公立)
	普天間第二幼稚園		★ (公私連携)		
真志喜中学校	はごろも幼稚園		☆ (公立)		
	大山幼稚園	★ (公私連携)			
	大謝名幼稚園			★ (公私連携)	
嘉数中学校	嘉数幼稚園		★ (公私連携)		
	志真志幼稚園			☆ (公立)	

※上記内容は予定であり、変更となる場合があります。

市立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園の認定区分について

市立幼稚園から移行した認定こども園について、保護者様の『保育を必要とする事由』の有無により、申込が可能な認定区分が異なります。

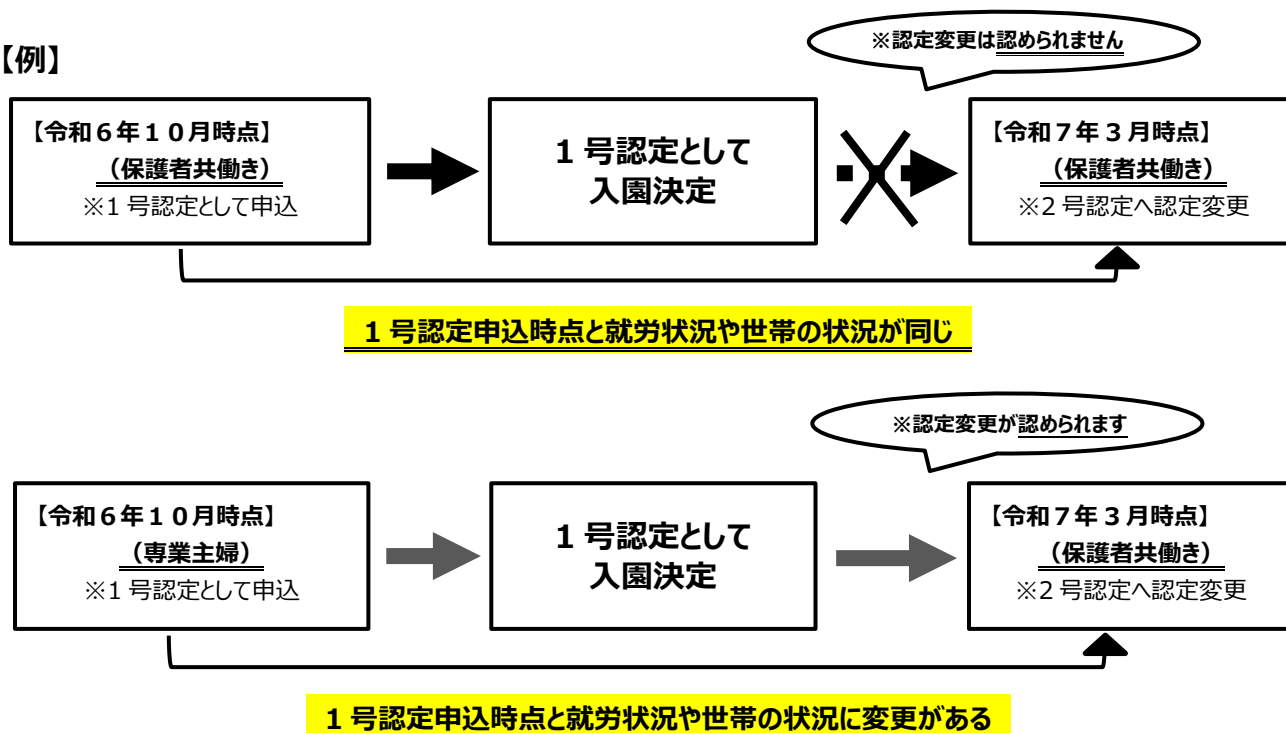
認定区分	保育を必要とする事由	利用調整（入所選考）	保育料無償化
1号認定	無	無	教育標準時間のみ対象 ※『一時預かり』は <u>無償化対象外</u>
2号認定	有	有	対象

※『1号認定』の『一時預かり』については無償化対象外（実費負担）となります。

市立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園の1号認定から2号認定への変更について

1号認定として利用申込を行った後、2号認定として同保育施設を利用したい場合は、申込時点からみて就労状況や世帯の状況に変更があるときに限り、認定変更を認めることとします。

【例】



※①利用調整（入所選考）を経て入園した児童との公平性が保たれないこと、②『1号認定』で利用できる保育施設が限られており、『保育を必要とする事由』が無い世帯の受け皿も確保する必要があることを理由に、就労状況や世帯の状況に変更がある場合に限り、認定変更を認めることとします。

※年度途中の認定変更についても同様に扱います。

※『育児休業』または『みなし育休』を理由に、『1号認定』から『2号認定』への認定変更はできません。

令和7年度認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表

■認可保育施設等を利用する際には、『保育料』と『給食費』がかかります。

【0～2歳児クラス】⇒以下の表のとおり、保育料が発生します。また、給食費は保育料の金額に含まれています。

【3～5歳児クラス】⇒保育料は階層区分に関わらず無償化（ゼロ円）となりますが、階層区分によっては、別途給食費が発生します。

※[]に該当する方は給食費『徴収対象』、それ以外は『免除対象』となります。

【保育料算定表】※保育施設によって、別途『行事費』や『教材費』等の実費徴収があります。

階層区分	市町村民税 所得割額 (子どもの属する世帯の合計額)		第1子		第2子		第3子以降	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護・里親世帯		0	0	0	0	0	0
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	要保護世帯 (※1)	0	0	0	0	0	0
第2-2階層		2-1階層 以外の世帯	0	0	0	0	0	0
第3-1階層	市町村民税 所得割 48,600円未満	要保護世帯 (※1)	7,500	7,500	0	0	0	0
第3-2階層		3-1階層 以外の世帯	16,200	16,000	8,100	8,000	0	0
第4-1階層	48,600円 ～77,100円	要保護世帯 (※1)	9,000	9,000	0	0	0	0
第4-2多子 階層	48,600円 ～57,699円	4-1階層 以外の世帯	25,000	24,600	12,500	12,300	0	0
第4-2階層	57,700円 ～96,999円	4-1階層 以外の世帯	25,000	24,600	12,500	12,300	0	0
第5階層	97,000円～168,999円		37,200	36,600	18,600	18,300	0	0
第6階層	169,000円～300,999円		40,500	39,900	20,250	19,950	0	0
第7階層	301,000円～396,999円		42,500	41,800	21,250	20,900	0	0
第8階層	397,000円以上		51,300	50,500	25,650	25,250	0	0

(※1) 要保護世帯とは、児童扶養手当や母子・父子医療費助成を受給しているひとり親世帯等や障がい者（児）と同居している世帯をいいます。

▼2名以上こどもがいる場合の保育料について【多子軽減】

■在園児童に上のきょうだいがいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が減額される場合があります。

【多子軽減の例】

階層区分	子（○子目）のカウント方法 ※同一世帯のきょうだいに限る	【例】小学生～1歳児がいる世帯の場合			
		小学6年生	5歳児	3歳児	1歳児
		【市外の幼稚園】 【認可外】 【認可】			
【区分①】 第1階層～第4-2多子階層	年齢に関係なく きょうだいの人数	第1子	第2子	第3子	第4子
【区分②】 第4-2階層～第8階層	対象の保育施設等（※2）に在籍している かつ 未就学のきょうだいの人数	カウント 対象外	第1子	カウント 対象外	第2子

（※2）多子軽減の対象となる保育施設等

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ○公立幼稚園 ○私立幼稚園（新制度移行） ●私立幼稚園（新制度未移行） ●企業主導型保育所

●特別支援学校幼稚園 ●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス ●児童心理治療施設

※●の保育施設（市で在籍確認ができない保育施設）を利用しているきょうだいがいる場合は『在園証明書』等の提出が必要になります。

【別住所に居住している上のきょうだいがいる『第3-1階層』～『第4-2多子階層』の方】

■多子軽減の判断を行うため、別住所に居住、かつ、保護者の扶養に入っている上のきょうだいがいる場合は『社会保険証』等の写しの提出が必要になります

▼給食費の徴収・免除について【3～5歳児】

■階層区分やきょうだいの人数によって、給食費の支払い有無が変わります。また、保育施設によって給食費の金額が異なります。

階層区分／多子軽減のカウント	第1子	第2子	第3子以降
第1階層～第4-2多子階層	免除	免除	免除
第4-2階層～第8階層	徴収	徴収	免除

▼保育料（利用者負担額）算定及び階層区分の認定について

・認可保育施設等へ入所した際の保育料（利用者負担額）及び階層区分は、次の項目に基づき決定されます。

1. 保護者様の『市町村民税額』と『世帯の状況』

■保護者様の『市町村民税所得割額の合計額』により、『認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表※P○参照』に基づいて算定いたします。また、4月～8月分は前年度の課税額で算定し、9月～3月分は当年度の課税額でいたします。
※保育料（利用者負担額）算定に用いる『市町村民税所得割額』は、『住宅借入金等特別控除』、『寄附金税額控除』、『配当控除』、『外国税額控除』を適用する前の金額になります。

【令和7年度の保育料（利用者負担額）】

年	令和 7 年									令和 8 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年	前年度(令和 6 年度)の課税額で算定					当年度(令和 7 年度)の課税額で算定						
収入	※令和 5 年分の収入等に基づき課税					※令和 6 年分の収入等に基づき課税						

※当年度の市町村民税額が毎年6月に決定されるため、保育料（利用者負担額）は毎年9月に切替となります。

① 同世帯に親族がいる場合

■算定対象保護者様だけの収入だけでは生計維持が難しい世帯、かつ、親族が同一世帯にいる場合は、親族の市町村民税額も含めて保育料（利用者負担額）を算定いたします。保護者様の収入（各種手当等を含む）が生活保護基準額に満たない場合は、保護者の収入だけでは生計維持が難しい状況であると判断いたします。

② 上のきょうだいが私立幼稚園（新制度未移行）等に在籍している場合【階層区分が第4－2階層以上】

■『第4－2階層』以上の階層区分の方、かつ、上のきょうだいが以下の保育施設等（※1）に在籍している場合は、多子軽減の適用を受けるために『在園証明書』の提出が必要になります。

（※1）私立幼稚園（新制度未移行）、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚園部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援サービス、児童心理治療施設

③ 別住所に居住している上のきょうだいがいる場合【第3－1階層～第4－2多子階層】

■多子軽減の判断を行うため、別住所に居住、かつ、保護者の扶養に入っている上のきょうだいがいる場合は『社会保険証』等の写しの提出が必要になります。

2. 保護者様の『課税情報』

■保護者様の『課税情報』が確認できない場合は、最も高い階層区分（第8階層）となります。

① 保護者様が税申告を行っていない場合（未申告）

■正しい保育料（利用者負担額）を算定するために、お早めに市町村または税務署等で税申告を行ってください。収入が無かった方も申告が必要になります。また、扶養に入っている方は、被扶養者としての申告が必要になります。申告後、課税情報の反映にお時間を要することがありますので、予めご了承ください。

【重要】市町村民税は、課税年の1月1日時点で居住していた市町村で課税されます。該当する市町村にて、手続き方法も含めてご確認ください。

② 米軍人・軍属または国外に居住していた場合

■正しい保育料（利用者負担額）を算定するために、『収入が分かる証明書（W－2等）（※2）』をご提出ください。

（※2）令和7年8月分までは『W－2（2023）』、令和7年9月分からは『W－2（2024）』を基に算定します。

3. 階層区分の変更

■『世帯の状況』や『課税額』に変更があった場合、階層区分が変更となることがありますので、届け出が必要になります。

① 世帯の状況に変更がある場合

【例】婚姻・離婚・死亡 児童扶養手当の受給開始・停止 障がい世帯への変更 生活保護の開始・廃止

→変更があった日の翌月分保育料から適用になります。※その日が月初日の場合は当月分保育料から適用

② 課税額に変更がある場合

【例】 個人で修正申告をした場合 会社が修正申告をした場合

→子育て支援課が修正を把握した日の翌月分保育料から適用になります。※その日が月初日の場合は当月分保育料から適用

▼保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料のお支払いについて

■保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料は、在園している保育施設によって支払い先や支払い方法が異なります。

1. 支払い先

●市へ支払い → 『公立保育所の保育料及び給食費、延長保育料』『私立保育園の保育料』

○保育施設へ支払い

→ 『私立保育園の給食費及び延長保育料』『認定こども園・地域型保育事業所の保育料及び給食費、延長保育料』

項目／ 保育施設	公立保育所	私立保育園	認定こども園	地域型保育事業所
保育料	●市へ支払い	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い
給食費（※1）	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い	—
延長保育料	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い

（※1）0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

2. 支払い方法（※上記で『●市へ支払い』の方のみ）

■お支払い方法について、『納付書払い』または『口座振替』となりますが、原則として『口座振替』でお支払いいただきますようお願いいたします。『○保育施設へ支払い』の方の支払い方法については、保育施設へ直接ご確認ください。

支払い期限（※納付書払い）	毎月10日（※土日・祝日にあたる場合は翌営業日）
---------------	--------------------------

引落日（※口座振替）	毎月10日（※土日・祝日にあたる場合は翌営業日）
登録できる金融機関	・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県農業協同組合 ・コザ信用金庫 ・沖縄県労働金庫（※金融機関にて手続き） ・ゆうちょ銀行（※郵便局にて手続き）

※残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、後日督促状と納付書を送付いたします。

※定められた保育料等を納付しない場合、児童手当からの特別徴収（天引き）や差し押さえ等による滞納処分を行うことがあります。

3. 口座振替の手続き方法（※上記で『●市へ支払い』の方のみ）

■お支払い方法を『納付書払い』から『口座振替』への変更を希望される方は、子育て支援課または金融機関にて手続きが必要になります。

【手続きに必要なもの】

①宜野湾市保育料口座振替依頼書 ②通帳届出印 ③預金通帳等

【注意事項】

- ・『宜野湾市保育料口座振替依頼書』は金融機関に無い場合がありますので、事前に子育て支援課にてお受け取りください。
- ・口座振替の登録には1ヶ月ほどお時間を要しますので、予めご了承ください。口座振替の手続き後に納付書が届いた場合は、口座振替の登録が完了していない状態のため、そのまま納付書でお支払いください。
- ・『ゆうちょ銀行』を希望される方は郵便局で、『沖縄県労働金庫』を希望される方は金融機関で直接お手続きをお願いします。
- ・通帳届出印の押印漏れ等の不備がある場合は、再度手続きが必要になりますのでご注意ください。

▼特別支援保育について

■宜野湾市では、障がいや心身の発達に遅れ等があるために集団生活の中で特別な配慮が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。児童の健全な発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。ただし、希望する保育施設に必ず入所できるものではなく、特別支援保育担当保育士の配置状況や希望者数によって受け入れができない場合がありますのでご了承ください。

■宜野湾市における特別支援保育は、診断名に関わらず、お子さんのそれぞれの状況を考慮の上、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうかを特別支援保育審査委員会において審査・判定し、実施の判断をしています。

1. 対象となる児童

・次の要件のいずれにも該当する児童

①保護者の就労等の理由で『保育を必要としている』こと（※P7 参照）

②宜野湾市民であること

③保護者等の送迎が可能であること

※令和7年度医療的ケア児に関する申込受付は既に終了いたしました。ご了承ください。



2. 受け入れ保育施設

・宜野湾市では、地域型保育事業所を除いた全ての公立・私立保育園及び認定こども園で特別支援保育を実施しています。

※保育施設の状況や保育士の数により、受け入れが出来ない場合があります。

・通常配置されている保育士に加えて、特別支援保育担当の保育士（加配）が配置され、お子さんの発達段階や状態に合わせたきめ細やかな保育を行っています。

※特別支援保育対象の児童3人につき1人、または、1人につき1人の保育士が配置されます。

3. 第3回特別支援保育審査委員会の申込期間

【申 込 期 間】令和6年10月10日（木）～令和6年10月29日（火） ※土日・祝日を除く

【受 付 時 間】（午前）9：00～11：30 （午後）13：00～17：00 ※最終受付は16：30

【受 付 場 所】宜野湾市役所子育て支援課

【審 査 委 員 会】令和6年12月20日（金）

4. 申込に必要な書類（※①②③④は必須・⑤⑥は提出できる方のみ）

①令和6年度 特別支援保育審査委員会参加申込書（※保護者記入）

②児童の状況調査票（※保護者記入）

③令和6年度 経過記録（※現在通っている保育・療育施設、または、保護者が記入）

④個人情報の利用目的・取扱いに関する同意書（※保護者記入）

⑤特別支援保育に係る専門医の意見書

⑥障がいを確認できる証明書の写し（例）特別児童扶養手当証書や身体障がい者手帳、療育手帳

5. 申込後のスケジュール

10月	①令和7年度4月一斉入所申込 ②特別支援保育審査委員会申込	※上記の受付期間内に①②両方の申込が必要になります。受付期間内に申込が無い場合は令和7年4月入所の選考対象にはなりません。
11月	担当者との面談	※特別支援保育審査委員会に必要な書類作成のために、必要に応じて担当者が聞き取りを行います。また、お子さんの発達検査を実施することがあります。 ※母子手帳及び過去に受けた発達検査の結果等があれば、持参してください。
12月	特別支援保育審査委員会 （第3回）	※当日は親子面談を行います。審査については、資料や面談の様子等から総合的に判断されます。 ※審査結果は後日郵送にて保護者様へ通知いたします。
1月	利用調整	※特別支援保育が認定された児童の利用調整を行います。また、特別支援保育が認定されなかった児童については、一般保育での利用調整となります。 ※原則として『保育の必要性』が高い方から優先して利用調整を行います。
2月	利用調整結果の通知 （入所内定または保留）	※利用調整の結果を郵送にて保護者様へ通知いたします。 ※大変申し訳ありませんが、保留となった児童は『待機』となります。



令和7年度 宜野湾市立幼稚園における一時預かり保育事業実施要項

令和7年度の「一時預かり保育事業」として下記のとおり実施いたします。一時預かり保育を希望される方は、下記の注意事項を留意の上、手続きをなされるようお知らせ致します。

【一時預かり保育事業の趣旨】

地域の実態及び保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、通常教育標準時間の終了後や長期休業期間中等に行なうもので、児童の心身の負担、家庭との緊密な連携等に配慮して宜野湾市立幼稚園で実施します。

※独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険制度（災害共済給付）を適用。

* 長期預かり保育対象児（就労世帯等対象）※月単位での利用

◎対象児 市立幼稚園へ入園予定の児童で、保護者の共働き等により午後の保育を必要とする方

※就労、自営業、介護、就学については、**月 64 時間以上**従事していること、**月額 54,000 円以上**の収入を得ていることが認定要件です。

* 長期預かり保育期間 ※令和7年4月7日から令和8年3月27日まで（予定）

夏季・冬季・春季休業日を含みます。ただし、入園式【**R7年4月10日(木)**予定】までの預かり保育は、児童の状況等により預かり保育時間を短縮させていただくこともございます。

※預かり保育休業日（土・日・祝日・慰霊の日・年末年始・その他園長が指定した日）

* 保育時間

平日・・・幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後から 18:30 まで

夏季・冬季・春季休業日（修了式後の **3月27日（予定）** まで）・・・8:15～18:30 まで

※降園の際は、児童の安全への配慮から基本的には保護者のお迎えをお願いします。

* 長期預かり保育料 ※幼児教育無償化対象

自己負担はありませんが、事前に施設等利用給付の申請が必要です。→（裏面参照）

* 長期預かり保育の昼食・おやつについて ※幼児教育無償化対象外

昼食

原則、弁当持参。※月・水・金に限りケータリングを利用可能（1食 **¥341(税込)**）

ケータリング(業者委託型給食)利用条件

- ①利用期日 4月中旬から3月まで（ケータリング開始までは毎日弁当持参）
 - ②利用料 1食 **¥341**（税込） ※月額：**¥341**×3日×4週＝**¥4,092** 前後
 - ③利用希望者が5名以上であること。
 - ④長期預かり**保育**利用者であること。
 - ⑤食物アレルギーの無い方
 - ⑥確実に利用料の支払いが出来る方
- ※「ケータリングの利用に係る誓約書」の提出必須

おやつ

各幼稚園で現金徴収（月 **2,000 円**程度）いたします。

* 長期預かり保育の申請書類

◎ 必要書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 一時預かり保育許可申請書（様式第 17 号）
- ③ ケーティング利用に係る誓約書（利用希望者のみ）
- ④ 保護者の就労状態等を証明する書類 ※(ア)～(カ)のうち該当するものを両親分

保護者等の状況	必要書類
(ア)-1 会社等に勤務 (ア)-2 自営業・法人役員	1 就労証明（申告）書 2 就労証明（申告）書、自営業・法人役員であることの証明書類の写し
(イ) 妊娠中・出産後 （産前 3 ヶ月 産後 8 週）	親子健康手帳（母子手帳）の写し ※分娩予定日と母の名前が分かるページ
(ウ) 保護者が疾病・療養中	診断書など
(イ) 家族等の介護	看護・介護申立書、診断書など
(オ) 求職（90 日間）	求職活動状況確認書
(カ) 就学中	就学が証明できる書類（在学証明書、時間割など）

◎ 育児休業中の方へ

※ 1 育児休業中の場合、令和 7 年 5 月 1 日までに職場復帰をすることが認定の条件となります。

就労証明（申告）書に職場復帰日を明記してもらうようにしてください。

※ 2 令和 7 年 5 月 2 日以降に育休復帰予定の方は、原則、長期預かり保育の利用（預かり保育料無償化）ができません。職場復帰の際に申請することができます。

例外的に、2 号または新 2 号認定が令和 7 年 3 月末まで継続している場合は、無償化認定を申請できますが利用日数は月の教育日数の半数までとなります。※短期預かり利用

- ・育児休業中 → お勤め先から「就労証明書（※育児期間明記）」
- ・退職している場合 → 「継続利用に関する申立書（みなし育休）」

* 受付について

【期間】 **令和 6 年 10 月 10 日（木）～10 月 29 日（火）** ※土日祝日を除く。

【時間】 午前 9:00～11:30 午後 13:00～17:00 *** 最終受付 16:30**

【場所】 宜野湾市役所 多目的会議室（正面玄関向かい）

※必要書類等を期限内に提出できない場合は、令和 6 年 11 月 15 日（金）までに子育て支援課へ提出をお願いします。

☆ 短期預かり保育について【専業主婦（夫）・育休中世帯など】 ※日単位での利用

◎ 対象児 在園する園児であればどなたでも利用できますが、月の教育日数の半数以上を超えない範囲での利用となります。また、長期休業中など園の状況によって受入を制限する場合があります。短期預かり保育は入園式の翌日、**令和 7 年 4 月 11 日（金）** 開始予定です。

<例> ①学校行事及び地域行事への参加 ②冠婚葬祭への出席 ③その他やむを得ない事由のとき

◎ 必要書類 利用する 7 日前までに「一時預かり保育許可申請書（様式第 17 号）」を幼稚園へ提出

◎ 保育料 **日額 400 円（+おやつ代 100 円）**

◎ 昼食 弁当持参 ※ケーティング利用不可

【お問合せ先】宜野湾市役所 子育て支援課 幼保支援係 TEL：098-893-4649（直通）

【注意】宜野湾市立幼稚園へ入園希望の方のみ

(※それ以外の特別支援保育を希望される方は P13 を参照してください。)

▼宜野湾市立幼稚園における特別支援教育（保育）について

宜野湾市立幼稚園では、障がいや心身の発達がゆるやかで集団生活の中で特別な配慮が必要な児童の保育（特別支援教育）を行っています。

特別な支援を必要とする児童の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、学級担任や特別支援担任等と連携して適切な指導及び必要な支援を行います。

1. 特別支援教育（保育）を希望する方へ

宜野湾市立幼稚園にて、特別支援教育を希望する方は、教育支援委員会への申請が必要です。

その中で、特別支援教育の必要性について、審議を行い適切な支援につなげていきます。教育支援委員会への申請を希望される方は、面談時に幼稚園にご相談ください。

教育支援委員会では提出書類、保護者と児童の面談、発達検査等をもとに審議を行います。

2. 教育支援委員会申請、審議決定の流れ

10月	令和7年度4月入園申込	受付期間：令和6年10月10日（木）～29日（火） ※受付期間内に申込が必要になります。
11月	幼稚園での面談	令和6年11月13日（水）、15日（金）の指定された日に幼稚園で面談 ※面談時に教育支援委員会への申請の希望をお伝えください。
12月中旬	教育支援委員会への申請締め切り	各幼稚園でとりまとめ、教育支援委員会へ申請を行います。
1月	教育支援委員会	令和7年1月23日（木）、30日（木） 上記いずれかの指定された日に保護者と児童の面談等を行います。
2月頃	審議結果の通知	※結果を教育支援委員会より郵送にて保護者へ通知いたします。 ※幼稚園へ意見書の提出が必要になることがあります。



※私立幼稚園・認定こども園(1号)へ入园希望の場合は各园へ直接お問い合わせください。

種別	幼稚園名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
----	------	------	-----	------	----

種別	幼稚園名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
公立幼稚園 (※二年保育) 【申込先】 宜野湾市役所 子育て支援課 幼保支援係 (☎893-4649)	普天間幼稚園	901-2202	宜野湾市普天間1-10-1	892-2665	
	普天間第二幼稚園	901-2201	宜野湾市新成2-8-19	892-4430	
	大山幼稚園	901-2223	宜野湾市大山5-16-1	897-6193	※令和7年4月から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行予定
	大謝名幼稚園	901-2225	宜野湾市大謝名5-12-1	897-4154	
	嘉数幼稚園	901-2226	宜野湾市真栄原1-13-1	898-6243	
	志真志幼稚園	901-2213	宜野湾市宜野湾3-5-1	892-1501	
	宜野湾幼稚園	901-2211	宜野湾市神山1-1-1	892-5263	
	長田幼稚園	901-2212	宜野湾市長田3-19-1	892-2411	
	はごろも幼稚園	901-2223	宜野湾市大山6-23-1	942-2050	
	真栄原カトリック幼稚園	901-2215	宜野湾市真栄原3-16-1	897-9387	
	慈愛幼稚園	901-2227	宜野湾市宇字地泊2-9-14	897-2345	
	しのめこども園	901-2201	宜野湾市新成2-43-1	893-3806	
	さつき認定こども園	901-2215	宜野湾市真栄原3-24-13	898-5435	
	第2さつき認定こども園	901-2215	宜野湾市真栄原3-37-25	870-9218	
幼保連携型認定こども園	認定こども園森川保育園	901-2224	宜野湾市真志喜5-6-14	943-5318	
	認定こども園はごろも保育園	901-2223	宜野湾市大山2-11-12	890-6511	
	ゆうわ認定こども園	901-2203	宜野湾市野嵩4-22-1	893-2705	
	認定こども園まなぶ保育園	901-2225	宜野湾市真志喜5-13-2	897-1022	
	ピノキオ認定こども園	901-2226	宜野湾市嘉数1-4-50	988-8622	
	ここわ認定こども園	901-2203	宜野湾市野嵩2-22-12	892-2261	
	認定こども園ちやいどはうすエンジェル	901-2204	宜野湾市上原2-14-11	893-3342	
	ラポール育成こども園	901-2227	宜野湾市宇地泊1-19-13	943-0081	
	認定こども園ミライエ	901-2204	宜野湾市上原1-25-15	892-3013	
	認定こども園しいの実保育園	907-2214	宜野湾市我如古2-26-2	898-7070	
	愛善認定こども園	901-2206	宜野湾市愛知2-16-19	892-1605	
	認定きららこども園	901-2215	宜野湾市真栄原1-7-14	943-6539	
	おひさま認定こども園	901-2424	宜野湾市佐真下59番地1	943-0485	

宜野湾市認可保育施設（2・3号）一覧表【保育所・地域型保育事業・認定こども園】

令和6年10月時点

※土曜日保育時間は延長保育含む

中学校区	種類	保育施設名	所在地	電話番号	通常保育時間	特別支援 保育	延長保育	土曜日保育時間	給食費月額 （※3～5歳児）	一時 保育	支援 センター	備考
A宜野湾 中学校区	法人	あいのもり保育園	宜野湾市愛知1-10-40	893-4455	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			※0～2・4～5歳児のみ
	法人	あいのもり保育園(分園)	宜野湾市愛知1-10-35									※3歳児のみ
	法人	赤道あおぞら保育園	宜野湾市赤道2-9-11	893-5381	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	法人	秋津保育園	宜野湾市長田3-32-5	892-5068	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円		☆	※0歳児は月～金の延長保育無し
	法人	志真志まごころ保育園	宜野湾市志真志1-3-10	927-1181	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	法人	どんぐりの里保育園	宜野湾市長田3-27-9	988-1521	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで	6,500円			
	私立認可	認定こども園ちやいるどはうすエンジェル	宜野湾市上原2-14-11	893-3342	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	私立認可	認定こども園ミライエ	宜野湾市赤道1-16-11	892-6509								
	私立認可	認定こども園ミライエ(第2分園)	宜野湾市上原1-9-1 2F	917-2300	7:00～18:00	○	～22:00まで	～22:00まで	6,500円		☆	
	私立認可	認定こども園ミライエ(分園)	宜野湾市上原1-25-15	892-3013								
	私立認可	愛善認定こども園	宜野湾市愛知2-16-49	892-1605	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	地域型	つみき保育園	宜野湾市愛知2-7-6	927-8644	7:30～18:30		～19:30まで	～19:30まで	－			
	地域型	らいむ保育園	宜野湾市志真志1-4-1	894-8311	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	法人	きゆな保育園	宜野湾市喜友名1-13-9	893-3974	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	法人	(仮称)琉球大学病院保育園ミライエ	※未定	※未定	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	※未定			※令和7年4月開園予定
B普天間 中学校区	私立認可	しのめこども園	宜野湾市新成2-43-1	893-3806	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円	◇	☆	
	私立認可	ゆうわ認定こども園	宜野湾市野嵩4-22-1	893-2705	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円	◇		
	私立認可	こころ認定こども園	宜野湾市野嵩2-22-12	892-2261	7:30～18:30	○	～19:30まで	～18:30まで	6,500円			
	地域型	ほいくえんそーれ！	宜野湾市新成2-43-1	893-3806	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	法人	あっぱる保育園	宜野湾市大山5-13-10	917-0590	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	法人	そらみライオンの子保育園	宜野湾市大山3-18-49	963-8217	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで	6,500円			
C真志喜 中学校区	法人	花の子保育園	宜野湾市大謝名1-18-21	897-6610	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	7,200円 （※令和7年4月1日から）			
	法人	びっころ保育園	宜野湾市大謝名4-24-7	897-9360	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	法人	マーシー保育園	宜野湾市宇地泊3-9-16	897-3532	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円		☆	
	私立認可	ラポール育成こども園	宜野湾市宇地泊1-19-13	943-0081	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	私立認可	認定こども園はごろも保育園	宜野湾市大山2-11-12	890-6511	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			※本園・分園の振り分けは園で決定する
	私立認可	認定こども園はごろも保育園(分園)	宜野湾市野嵩2-27-2	892-5088								※0～2歳児のみ
	私立認可	認定こども園まなぶ保育園	宜野湾市真志喜5-13-2	897-1022	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	私立認可	認定こども園森川保育園	宜野湾市真志喜5-6-14	943-5318	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円		☆	
	地域型	うさぎ保育園	宜野湾市真志喜5-13-8	894-8930	7:15～18:15		～19:15まで	～18:15まで	－			
	地域型	キュート・チャイルド・ケア宜野湾保育園	宜野湾市伊佐2-10-5	963-9024	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	そらうみ保育園	宜野湾市宇地泊3-3-17	897-8003	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	ちきーと保育園 真志喜園	宜野湾市真志喜2-11-15	975-5010	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			

中学校区	種類	保育施設名	所在地	電話番号	通常保育時間	特別支援 保育	延長保育	土曜日保育時間	給食費月額 (※3～5歳児)	一時 保育	支援 センター	備考
C真志喜 中校区	地域型	ちきーと保育園 大謝名園	宜野湾市大謝名5-21-24-201	898-2611	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	ばいけじ保育園	宜野湾市真志喜2-5-22	960-3081	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	もりのなかま保育園宇地泊園	宜野湾市宇地泊3-13-17	897-1220	7:30～18:30		～19:30まで	～18:30まで	－			
	地域型	ヤクルトわくわく大山保育園	宜野湾市大山7-13-2	975-5365	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	ライオンの子保育園ブンバア	宜野湾市大山3-29-11-101	959-5336	7:30～18:30		～19:30まで	～18:30まで	－			
	地域型	リトルマーシー	宜野湾市伊佐2-1-6-202	917-2280	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			※土曜保育はマーシー保育園にて行う
	公私認可	(仮称) 大山こども園	宜野湾市大山5-16-1	※未定	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	※未定			※令和7年4月開園予定
	公立	うなばら保育所	宜野湾市大山3-30-1	898-6337	7:30～18:30	○	～19:30まで	～14:00まで	6,000円 (※令和7年4月から)			※令和8年3月末付で開所予定
	法人	可愛保育園	宜野湾市我如古4-16-31	897-7157	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	法人	こがねの森保育園	宜野湾市大謝名3-10-1	897-3983	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
D嘉数 中校区	法人	ポケット保育園	宜野湾市我如古3-18-17	898-7713	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	私立認可	さつき認定こども園	宜野湾市真栄原3-24-13	898-5435	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	7,000円 (※令和7年4月から)		☆	
	私立認可	第2 さつき認定こども園	宜野湾市真栄原3-37-25	870-9218	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	7,000円 (※令和7年4月から)			※本園・分園の振り分けは園で決定する
	私立認可	第2 さつき認定こども園(分園)	宜野湾市大謝名2-27-15	975-7707	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで				※0～2歳児のみ
	私立認可	ピノキオ認定こども園	宜野湾市嘉数1-4-50	988-8622	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			
	私立認可	おひさま認定こども園	宜野湾市字佐真下59番1									
	私立認可	おひさま認定こども園(分園)	宜野湾市字佐真下57-6	943-0485	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			※0～4歳児のみ
	私立認可	認定きららこども園	宜野湾市真栄原1-7-14	943-6539	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円			※5歳児のみ
	私立認可	認定こども園しいの実保育園	宜野湾市我如古2-26-2	898-7070	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで	6,500円		☆	※2～5歳児のみ
	私立認可	認定こども園しいの実保育園(分園)	宜野湾市我如古2-20-5	987-7077	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで				※0～1歳児のみ
公立	地域型	クッピー乳児園	宜野湾市我如古1-55-13 2F	898-5657	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	ちゅらさん保育園	宜野湾市字佐真下57	988-4228	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	地域型	ねたて保育園	宜野湾市嘉数3-4-13 1F	975-7857	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－			
	公立	宜野湾保育所	宜野湾市宜野湾3-13-10	892-5365	7:30～18:30	○	～19:30まで	～14:00まで	6,000円 (※令和7年4月から)		☆	

公立…公立保育所 / 法人…法人認可保育園 / 公私認可…公私連携認定こども園 / 私立認可…私立認定こども園 / 地域型…地域型保育事業所 (※0歳児～2歳児クラスのみ)

※地域型保育事業所の卒園児童は、連携施設や市認可保育園の3歳児クラスへ優先的に入所調整を行います。連携施設については、各地域型保育事業所へお問い合わせください。

※給食費、保護者会費、絵本代、体育着代、アルパム代などの実費負担は保育施設によって異なります。また、延長保育料は別途支払いになります。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

※給食費は現時点の金額になります。物価高騰等の理由により今後、金額が変更になる可能性があります。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

子育て支援センター
(※☆印の保育施設)

一時保育
(※◇印の付いている保育施設)

病児・病後児保育

【宜野湾保育所】【認定こども園しいの実保育園】【認定こども園ミライエ】【しのめこども園】【マーシー保育園】
【秋津保育園】【さつき認定こども園】【認定こども園森川保育園】

育児のリフレッシュや冠婚葬祭、保護者の傷病・入院その他の理由で一時的に家庭保育が困難な場合、緊急で保育する事業です。
(※利用料金別途) ※詳しくは、園へ直接お尋ねください。【ゆうわ認定こども園】【しのめこども園】

子どもが病気が、仕事は休めない。入院するほどではないけれども、安静を必要とする子どもの保育と看護を行うサービスです。
場所：宜野湾海邦病院 住所：真志喜2-23-5 電話：898-2133 (ダイヤルイン番号：327) 利用時間：初回9:00～18:00 2回目より8:00～18:00
利用料金：2,500円 (診察料等は別途必要です。) ※利用料を免除できる場合があります。詳しくは子育て支援課まで問合せください。



宜野湾市認可外保育施設一覧



(令和6年10月現在)

	保 育 園 名	定員	所 在 地 電 話 番 号	保 育 時 間	対象年齢	園庭	一時預かり	指導監督 基準証 明書 交付	無償化 対象※1	保 育 園 の 特 徴
					延長保育	送迎	職 員 数			
1	普天間バプテスト教会付属 緑ヶ丘保育園	64名	野嵩 2-23-1 892-2087	平 日： 7:30～18:00	1歳～5歳 ×	○ ×	× 14名	有	○	幼児教育の原点は「遊び」です。遊びを通して心も体も知性も育つと考えます。併せて祈りの中で育てたい。
2	若竹保育園	32名	野嵩 3-22-1 892-4922	平 日： 8:00～18:00	1歳～5歳 ×	○ ×	× 7名	有	○	★遊びを通して「心・脳・身体」を育てる！★ 広い園庭での外遊びや運動遊び、園外での体験活動を通して、子どもたちがたくましく育つために必要な自己肯定感を育てます。
3	インターナショナル キッズスクール	34名	普天間 2-50-2 893-6237	平 日： 7:00～19:00 土 曜： 8:00～17:00 ※年齢別に保育時間が異なります。	3ヶ月～5歳 ×	○ ×	× 6名	有	○	いろいろな生活体験や関わりをとおして基礎的な習慣や態度、豊かな心や考える力を育て、心身ともに健康でたくましく人に対する愛情と信頼感、生きる力の基礎を育てる。
4	あかちゃんハウス	38名	新城 893-3300	令和6年度末で閉園予定			---	有	○	家庭的であたたかい保育を心がけています。お散歩で体を鍛えます。
5	いずの木保育園	20名	新城 2-9-11 893-4590	平 日： 7:30～18:30	1歳～5歳 ×	○ ×	× 5名	有	○	一人一人の個性を活かした保育をモットーとし、子どもたちの可能性を広げます。
6	ムーミン保育園	60名	伊佐 3-14-12 898-3031	平 日： 7:30～18:30 土 曜： 7:30～14:00	満1歳～5歳 ×	○ ×	× 6名	有	○	園内外と多彩な行事を取り入れ、自然環境の中で新鮮な感覚を養い心を広げ、知的欲求を大事に育み創造性を高めながら感性豊かな子に育てていきます。
7	わんぱくしーさー 保育園	55名	真志喜2-4-3 2F 890-5930	平 日： 7:30～18:00 時間外：18:00～18:30 土 曜： 7:30～18:00 時間外：18:00～18:30 祝祭日： 7:30～18:00 時間外：18:00～18:30	1歳～5歳 ○	×	×	有	○	海遊び、森遊びを中心とした「体験型あそび保育」「裸足保育」が理念です。曜日選択制登園を導入し、祝祭日保育を行っています。日曜日、GW、年末年始のみ休業。
8	Little Star Montessori School	43名	真志喜 2-13-20 959-4612	平 日： 8:00～17:00 時間外：17:00～18:00	満3歳～5歳 ○	○ ×	×	有	○	インターナショナルな環境で保育を行います。またモンテッソーリ教材を100種類以上取り揃えており、自主的に生活習慣が身に付くよう促します。
9	アイリー保育園	48名	大謝名 5-6-7 898-2525	平 日： 7:30～18:30 土 曜： 8:00～17:00 (第2・4・5土曜日休園)	満1歳～5歳 ×	×	×	有	○	家庭的な保育の中で、子どもたちがのびのびと遊び、集団生活をおして色々な事を吸収し感情豊かな心を育てていきます。
10	学校法人 カトリック沖縄学園 マリア園	40名	真栄 891-3393	休 園 中			---	有	○	子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもの個性を大切にしながら、保育をしていきたいと思ひます。
11	サムエル学園	18名	嘉数 891-3916	令和6年度末まで休園予定			---	有	○	「はい」「いいえ」のはっきり言える、明るく元気な子ども、異文化体験学習に国際性豊かな優しい子どもの育成に力を注ぎます。
12	ホサナメロディ ほいくえん	27名	我如古1-4-7-2 090-1942-3715	平 日： 8:30～14:00 時間外： 7:30～ 8:30 14:00～19:00	2歳～5歳 ○	○ ×	相談 (無償化対象外) 6名	有	○	キリスト教保育を土台に家庭に寄り添った保育、農作業や木育を行っています。HP、Facebookで園の様子をご覧ください。
13	沖縄病院 あゆみ保育園	25名	我如古 3-10-22 942-8039	平 日： 7:30～18:30 時間外：18:30～19:30 土 曜： 8:00～18:00 ※沖縄病院職員のみ勤務の場合の予約制	1歳～5歳 ○	○ ×	×	有	○	「育つ力を育てる。子どもの目線」保育の基本である子どものことを第一に！広～い園庭でのびのび保育。
14	学校法人大智学園 クローバーモンテッソーリ インターナショナル	134名	愛知1-5-45 第2マルセイマンション1F 892-2168	平 日： 7:00～16:00 時間外：16:00～19:00	8ヶ月～5歳 ○	×	×	有	○	愛情あふれるあたたかい保育環境の中で、英語とモンテッソーリの教育理念をベースとして、子どもたちが自己肯定感を高め、自立して、賢く、未来のマイルストーンに向かってたくましく生きていけるように育てます。
15	わらびの森 幼児学園	41名	上原 1-10-5 894-1053	平 日： 7:30～18:00	1歳～5歳 ×	○ ×	×	有	○	体育教室・琉舞・三線・スイミング・英会話という色々な事に挑戦。幼児教育の充実と園外活動にて沢山の経験を行い楽しみながら学びます。学研教室・日本習字を取り入れ学びにも力を入れております。目指せ文武両道。
16	助産院 パビヨン	3名	真栄原3-13-21 090-1949-4113	平 日： 9:00～18:00	～6か月まで ○	×	○ (無償化対象外) 3名		○	2020年9月に新規オープンした助産院パビヨンです。母乳外来、新生児一時預かり、ピアサポート、性教育などのサポートやセルフケアのやり方などを行っています。
17	セイントジョセフィン モンテッソーリスクール ぎのわん	53名	伊佐 3-22-17 943-4099	平 日： 6:00～18:00	3か月～5歳 ×	○ ×	×		○	モンテッソーリの教育法で英語を中心に子供の自発性を伸ばす学習を取り入れています。
18	CIRCOLO 201 (一時保育)	5名	大山2-14-8 コーボ宮城201 HP: circolo201.com Instagram: @circolo_201	平 日： 9:00～18:00 時間外：18:00～23:00 土 曜： 9:00～18:00 時間外：18:00～23:00 日・祝： 9:00～18:00 時間外：18:00～23:00	0ヶ月～12歳 ○	×	○ (無償化対象外) 2名	有	○	1対1または少人数保育で、ひとりひとりの個性を尊重しながら安心して自分の思いを表現できるよう子どもたちに関わっていきます。自分で考え、気づき、学べる時間を過ごせるよう保育士がサポート。定期的に親子イベントも開催。お問い合わせ→LINE (ID: @051mubjn)

・掲載内容については、施設からの届出内容に基づいています。利用をお考えの方は、必ず事前に施設を見学し、保育内容や運営方針等について、保育施設の 設置者・管理者（園長など）に確認してください。

- ・送迎や延長保育、一時預かりは、年齢、定員数等によって利用ができない場合があります。
- ・一覧の内容には変更が生じる可能性があります。問合せや見学の際に園の方にご確認ください。
- ・指導監督基準証明書交付については、沖縄県公式HP「沖縄県の認可外保育施設に関する情報」参照。

(参考URL <https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kosodate/1008160/1008167/1008170/1008171.html>)

宜野湾市認可外保育施設＜内閣府認可・企業主導型保育事業所＞一覧

	保 育 園 名	定員	所 在 地 電 話 番 号	保 育 時 間	対象年齢	園庭	一時預かり	指導監督 基準 証明 交付	保 育 園 の 特 徴
					延長保育	送迎	職 員 数		
19	ばすてる保育園 ましき園	19名	真志喜2-13-10 1F 988-3797	平日：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00 土 曜：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00	3ヶ月～2歳 ○	×	○ 12名	有	・お子様の安全を第一に考え、安心して預けて頂けるよう、保育士やベテランの看護師など資格を持つ職員を認可保育園と同等の基準で配置しています。 ・調理員を2名配置し、離乳食もご家庭やお子様の成長に合わせて、おいしい食事やおやつを用意しています。
20	もりのなかま保育園 真志喜園	19名	真志喜3-15-24 1F 975-5513	平日：7:30～18:30 土 曜：7:30～18:30 時間外：18:30～19:30	3ヶ月～2歳 ○	×	×	有	・企業主導型保育施設です。各クラス6～7名の少人数保育で、個々の発達や特性に寄り添いながら、暖かく成長を見守っています。 ・園庭はありませんが、近隣に公園が多いので、充実した戸外遊びが出来ます。
21	キラキラすまいる 保育園	12名	真志喜3-16-10 102 988-8086	平日：7:15～18:15 時間外：18:15～19:00 土 曜：7:15～17:00	4ヶ月～2歳 ○ 平日のみ	×	○ 11名	有	・少人数制保育で、通常より保育士を多く配置しているため、質の高い保育を行う事が出来ます。 ・体調不良児保育を併設し、専属の看護師を配置しています。 ・一時預かりは余裕活用型、4ヵ月～6歳まで。
22	さつき企業内保育園	19名	真栄原3-37-25 3階 870-9219	平日：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00 土 曜：7:00～18:00	6ヶ月～2歳 ○	○	○ 9名	有	保護者と共に子どもの成長を確認し、喜び合えるよう、少人数の目が行き届く環境のもとひとりひとりを大切に保育していきます。
23	我如古 さつき企業内保育園	19名	我如古1-44-2 898-1100	平日：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00 土 曜：7:00～18:00	4ヶ月～2歳 ○	×	○ 9名	有	一人ひとりの個性を大切にしながら、子どもたちが安心安全に過ごせるような環境をつくり、0～2歳児にとって身につけたい基礎作りと心の育ちを大切にしています。少人数制保育です。
24	もりのなかま保育園 佐真下園	40名	佐真下57-5 975-9048	平日：7:30～18:30 時間外：18:30～19:30 土 曜：7:30～18:30 時間外：18:30～19:30	3ヶ月～5歳 ○	×	×	有	内閣府認可の企業主導型保育事業所です。安心してお子さまを預けて安心して働ける環境を提供したいという思いで保育をしています。同施設に病児・病後児施設も併設。
25	シシィ保育園 我如古園	19名	我如古1-3-2 101 890-3567	平日：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00 土 曜：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00	3ヶ月～2歳 ○	×	×	有	モンテッソーリ教育や、英会話教室、リトミック教室などを取り入れており、幼児期に様々な経験が積めるようにしています。
26	一般社団法人アミー ママサポート	19名	長田1-27-26 1F 943-8282	平日：7:00～18:00 時間外：18:00～20:00 土 曜：7:00～18:00 時間外：18:00～20:00 祝祭日：7:00～18:00 時間外：18:00～20:00	6ヶ月～2歳 ○	○	○ 15名	有	・自園調理 ・看護師在中 ・外国人英語教師在中 ・病後児保育 ・一時預かりは一般型（定員2名）R5年7月～
27	学校法人 カトリック沖縄学園 第2マリア園	30名	真栄原3-16-1 897-3393	平日：7:00～18:00 時間外：18:00～19:00 土 曜：7:00～18:00	3ヶ月～2歳 ○	×	×	有	幼児が先生や友達との暖かい関わり合いの中で、一人ひとりが大切にされている喜びを体験しながら、自分で考え、自分で行えるように手助けしていきます。

宜野湾市認可外保育施設＜居宅訪問型保育事業※2＞一覧

	事 業 所 名	定員	所 在 地 電 話 番 号	保 育 時 間	対象年齢	提供する サービス内容	指導監督 基準 証明 交付	無償化 対象※1	事 業 所 の 特 徴
					延長保育				
28	一時保育リリィ	—	大謝名2-27-22 080-8705-3875	平日：8:00～18:00 土 曜：9:00～17:00 祝祭日：終日、時間外利用	2歳～就学前 ○ 時間外	一時保育 イベント出張保育		○	保育士スタッフがご自宅に伺ってお子さんを見守るシッターサービスです。 お仕事以外の理由でも保育利用が可能です。
29	あお	—	・詳細はベビーシッターマッチングサイト【ケアファインダー】※3でご確認ください。						
30	奥浜 綾子	—	・詳細はベビーシッターオンラインマッチングサービス【キッズライン】※3でご確認ください。						
31	Kozue	—	 ・詳細はベビーシッターマッチングサイト【ケアファインダー】※3、またはQRコードからご確認ください。				有	○	英国で幼児教育を学び、実践経験を持つ。単なる預かりではなく、英語保育・モンテッソーリ教育でさらなる価値を提供します。Certified bilingual caregiver & tutor. Montessori-based approach for holistic child development. QR code for further info.
32	Lily	—	・詳細はベビーシッターマッチングサイト【ケアファインダー】※3でご確認ください。						
33	Star★Twinkle	—	 ←詳細は公式LINEのDMにご連絡ください。				有	○	3児ママ。保育士資格保有。子育て支援センターで勤務していました。ハンドメイド、ヨガ、うちなーベビマインストラクター他資格多数保有。ひとりひとりに寄り添っていきます。ご質問やお問合せなどは公式LINEのDMにご連絡ください。
34	CIRCOLO 201 ＜居宅訪問型保育事業＞	3名	大山2-14-8 コーボ宮城201 HP: circolo201.com Instagram: @circolo_201	平日：9:00～18:00 時間外：18:00～23:00 土 曜：9:00～18:00 時間外：18:00～23:00 日・祝：9:00～18:00 時間外：18:00～23:00	0ヶ月～12歳 ○	一時保育 出張保育	有	○	1対1または少人数保育で、ひとりひとりの個性を尊重しながら安心して自分の思いを表現できるよう子どもたちに関わっていきます。自分で考え、気づき、学べる時間を過ごせるよう保育士がサポート。定期的に親子イベントも開催。お問い合わせ→LINE（ID：@051mubin）
35	PUCAPUCA BABY SITTER 知名 優美	—	 ・詳細はベビーシッターオンラインマッチングサービス【キッズライン】※3、またはQRコードからご確認ください。 Instagram: @PUKAPUKA_BABYSITTER						

※1 幼児教育・保育の無償化の対象は「保育料（利用料）」となります。食材料費（給食費）や行事費などは無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

※1 認可外保育園においては、令和6年10月より指導監督基準を達成した施設のみ無償化の対象となります。

※1 企業主導型保育事業所については、各園にご確認ください。

※2 居宅訪問型保育事業とは、ベビーシッターや保育士等が子どもの自宅を訪問し保育を行います。

※3 ベビーシッターマッチングサイト 【ケアファインダー】 <https://www.carefinder.jp/ja>
ベビーシッターオンラインマッチングサービス 【キッズライン】 <https://kidsline.me/>

▼その他の保育事業について

▶子育て支援センター

子育て支援センターは、乳幼児とその保護者（両親・祖父母）が気軽に集い交流できる施設です。お子さんを遊ばせながら、情報の交換、育児相談等ができます。施設利用料は無料ですが、特別行事がある場合は参加費や材料費をいただくことがあります。施設の行事等でお休みになることもありますので、利用の際は施設にご確認ください。

保育施設名	所在地	問い合わせ先	利用時間
子育て支援ひろば HAPPY 【宜野湾保育所】	宜野湾 3-13-10	892-5365	月曜日 ～ 金曜日 10:00～12:00／13:00～16:00
子育て支援センターなんくる 【認定こども園森川保育園】	真志喜 5-6-14	943-5318	月曜日 ～ 金曜日 10:00～12:00／13:00～16:00 ※土曜日は園庭開放のみ
いるくらぶ 【マーシー保育園】	宇地泊 3-9-16	897-3532	月曜日 ～ 金曜日 8:00 ～ 13:00
子育て支援広場あつがるランド 【秋津保育園】	長田 3-32-5	892-5068	月曜日 ～ 金曜日 9:00～12:00／14:00～16:00
子育て支援センターほっと 【認定こども園しいの実保育園（本園）】	我如古 2-26-2	898-7070	月曜日 ～ 金曜日 9:30～13:00／14:00～16:00 ※木曜日午後及び土曜日は園庭開放のみ
子育て支援ひろばパピヨンくらぶ 【認定こども園ミライエ（第2分園）】	上原 1-9-1 2F	917-2300	月曜日 ～ 金曜日 9:30～12:00／14:00～16:30 ※但し 12:30～15:00 まではお昼寝時間
ゆいゆい 【さつき認定こども園】	真栄原 3-24-13	898-5435	月曜日 ～ 金曜日 9:00～12:00／13:30～16:00 ※12:00～13:30 は昼休み
子育て支援センターそよかぜひろば 【しのめこども園】	新城 2-43-1	893-3806	月・火・水・金・土 9:00 ～ 12:00 ※木曜日は相談日・土曜日は園庭開放のみ

※内容に変更がある場合があります。詳細については各施設にお問い合わせください。

▶一時預かり

以下の保育施設は『一時預かり』を実施しています。詳細は直接保育施設にお問い合わせください。

保育施設の種類	保育施設名	所在地	問い合わせ先	無償化対象
認可	しのめこども園	新城 2-43-1	893-3806	○
認可	ゆうわ認定こども園	野嵩 4-22-1	893-2705	○
認可外	ホサナメロディほいくえん	我如古 1-47-2	090-1942-3715	×
認可外	助産院 パピヨン	真栄原 3-13-21	090-1949-4113	×
認可外	CIRCOLO 201	大山 2-14-8 コーポ宮城 201	HP:cirkolo201.com Instagram:@cirkolo_201	×
認可外 （企業主導型）	ばすてる保育園ましき園	真志喜 2-13-10 1F	988-3797	○
認可外 （企業主導型）	キラキラすまいる保育園	真志喜 3-16-10 102	988-8086	×
認可外 （企業主導型）	さつき企業内保育園	真栄原 3-37-25 3F	870-9219	○
認可外 （企業主導型）	我如古さつき企業内保育園	我如古 1-44-2	898-1100	○
認可外 （企業主導型）	ママサポート	長田 1-27-26 1F	943-8282	○

▶病児・病後児保育

子どもが病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的にその児童を預かるサービスです。利用についての詳細は直接保育施設にお問い合わせください。

保育施設名	所在地	問い合わせ先	利用料	無償化対象
海邦病院 小児デイケア室	真志喜 2-23-5	898-2133 (ダイヤルイン番号 327)	保育料：2,000 円 食費：500 円	○
もりのなかま保育園佐真下園	佐真下 57-5	975-9048	※施設にご確認ください	○
ママサポート	長田 1-27-26 1F	943-8282	※施設にご確認ください	○

※『海邦病院 小児デイケア室』について、生活保護・非課税世帯は市で申請を行うことで利用料が免除となります。詳細は以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 宜野湾市役所 子育て支援課 保育児童係 TEL：893-4156（直通）

▶ファミリー・サポート・センター

『ファミリー・サポート・センター』とは、『子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）』と『子育ての援助をしたい人（まかせて会員）』を会員として互いに支え合い、有償で助け合う地域の相互援助活動組織です。既存の保育施設では応じられない臨時的・一時的な育児援助の隙間を埋めることで安心して仕事・家事・子育てをすることができます。詳細は以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 宜野湾市役所 こども政策課 ファミリー・サポート・センター TEL：893-4463（直通）

【会員になるには】

・特別な資格等は必要ありません。センターへの入会手続きのみで OK です。ただし、『まかせて会員』と『どっちも会員』はセンターが実施する『保育サポーター養成講座』を受講していただいた後に登録となります。
※受講料は無料ですが、テキスト代等を徴収します。

【会員の種類】

- おねがい会員(子育ての援助をしてほしい方)
 - ・宜野湾市在住・在学・在勤で 0 歳の乳幼児から小学校に就学している児童がいる方。
- まかせて会員(子育ての援助をしたい方)
 - ・市内に在住する心身ともに健康な 20 歳以上の方でセンターが実施する研修を修了し、積極的に相互援助活動を行う事ができる方。
- どっちも会員
 - ・上記の子育ての援助について、両方を希望する方。



【会員登録手続きに必要なもの】

①印鑑 ②写真（保護者用 3 センチメートル×3 センチメートル…2 枚）※スナップ写真可

【利用料金表】

曜日	時間帯	料金／1 時間あたり
月曜日～土曜日（※祝日を除く）	7:00～19:00	600 円
月曜日～土曜日（※祝日を除く）	上記の時間帯以外	700 円
日曜日・祝日・年末年始（12/19～1/3）	全ての時間帯	700 円

※交通費や食費代、おやつ代、おむつ代等の活動に関わる費用は『まかせて会員』の請求に基づき、『おねがい会員』が実費を支払ってください。

※きょうだいを預ける場合、2 人目から半額になります。

※当日の援助依頼の取り消しについては、取り消し料金が発生します。

認可外保育施設等の保育料無償化認定について

(施設等利用給付認定)

1 保育料無償化（施設等利用給付）とは

・認可外保育施設等（認定こども園・幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、ベビーシッター）にお支払した『保育（利用）料』を宜野湾市から保護者様へ給付いたします。この給付を『施設等利用給付』といいます。『施設等利用給付』を受けるためには、宜野湾市で『施設等利用給付認定』を受ける手続きが必要になります。

認定区分	対象となる児童	保育必要事由の有無	利用保育施設（事業）
新1号認定	満3歳以上	なし	・従来型の幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
新2号認定	3～5歳児（※1）	あり	・認可外保育施設（※2） ・預かり保育事業（※3） ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター ・ベビーシッター
新3号認定	0～2歳児（※1）		

（※1）新2号・新3号認定の年齢は対象年度における4月1日時点の年齢を指します。

（※2）令和6年10月以降は沖縄県指導監督基準を満たしている保育施設のみが対象になります。

（※3）幼稚園・認定こども園を利用している児童の保護者様が就労等により、午後まで引き続き保育を行う事業を指します。

2 施設等利用給付認定（新2・3号）認定の要件

- ▶父母に『保育を必要とする事由』があること。
- ▶新3号認定については『住民税非課税世帯（※4～8月は前年度、9～3月は今年度の住民税で判断します。）』であること。 ※未申告の場合は認定不可
- ▶施設型給付費等の支給を受けていない（認可保育施設等を利用していない）こと。
- ▶企業主導型保育事業を利用していないこと。

【重要】 転入・転出について

・居住する市町村で『施設等利用給付認定』を改めて受ける手続きが必要になります。申請日からの認定となりますので、ご注意ください。

3 施設等利用給付の上限額（月額）

- ▶ 上限額を超える分の保育（利用）料は保護者負担となります。
- ▶ 無償化の対象となるのは『保育料』のみとなります。教材費・行事日・給食費・送迎費等は保護者負担となります。
- ▶ 幼稚園・認定こども園を利用されている方は原則として、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、ベビーシッターは無償化対象外となります。
- ▶ 認定開始日及び終了日が月途中の場合は上限額が日割り計算となります。

利用している保育施設		新1号	新2号	新3号
○認可外保育施設 ○病児保育事業 ○ファミリーサポートセンター ○一時預かり事業 ○ベビーシッター		×	37,000 円	42,000 円
○一時預かり保育事業 （公立・新制度移行幼稚園・認定こども園） ※『（仮称）大山こども園』は無償化対象外		×	利用日数×450 円 ※11,300 円が上限（新3号は 16,300 円）	
○従来型の幼稚園 （新制度未移行幼稚園）	預かり保育利用	×	（午前保育部分）25,700 円 （預かり保育部分）上記預かり保育事業と同様	
	午前保育のみ	25,700 円	×	×

4 保育（利用）料の請求手続き

・請求手続きの方法は以下の2つになりますが、保育施設によって異なります。どちらの方法になるかは利用している保育施設にご確認ください。

（1）法定代理受領

➡ 保育施設等が保護者に代わり無償化対象となる保育（利用）料を宜野湾市に請求いたします。そのため、保護者様は上限額の範囲内で保育（利用）料の支払いが不要になります。

（2）償還払い ※以下の書類を揃えて、子育て支援課窓口にて請求手続きが必要になります。

- ①領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（※保育施設側が発行） ②窓口来庁者の身分証明書
③振込先の預金通帳もしくはキャッシュカード

※認定保護者と別の口座名義に振り込む場合は、委任状が必要です。

※保護者様は利用月の翌月以降から償還払いの手続きが可能になります。

※保護者様の請求期限は利用月の翌月1日から起算して2年間です。

【お問い合わせ先】宜野湾市役所 子育て支援課

▶ 無償化申請・認定について

➡ 保育児童係 [TEL:893-4156](tel:893-4156)（直通）・幼保支援係 [TEL:893-4649](tel:893-4649)（直通）

▶ 償還払いについて ➡ 幼保支援係 [TEL:893-4649](tel:893-4649)（直通）

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

▼共通（１・２・３号）編

（１）申込について

Q 1. 郵送でも申込は可能ですか？

A. 郵送での申込も可能です。ただし、切手不足の場合は受付できませんので、ご注意ください。また、郵送事故による責任は一切負いかねますので、予めご了承ください。

（２）『保育を必要とする事由』を証明する書類について

Q 2. 現在は働いていませんが、令和 7 年 4 月 1 日から就労（採用）予定です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか？

A. 令和 7 年 4 月 1 日時点の状況で判断するため、『就労』とみなします。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、就労証明書（採用予定）をご準備ください。

Q 3. 現在は働いていますが、令和 7 年 3 月 31 日付で退職し、新しい就労先を探す予定です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか？

A. 令和 7 年 4 月 1 日時点の状況で判断するため、『求職活動』とみなします。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、求職活動状況申立書（退職予定）をご準備ください。

Q 4. 現在は申込児童の育休中ですが、入所後に職場復帰する予定です。『保育を必要とする事由』は『就労』になりますか？

A. 『就労』になります。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、就労証明書（育休期間記載有）をご準備ください。なお、**令和 7 年 5 月 1 日までの職場復帰が入所条件**になります。

Q 5. 現在Wワークをしています、2つの仕事で合わせて月 6 4 時間以上の内容で就労していれば、『保育を必要とする事由』は『就労』になりますか？

A. 複数の就労先で合わせて、**月 6 4 時間以上かつ月 5 4, 0 0 0 円以上の収入**を満たしていれば、『就労』になります。

Q 6. 『保育を必要とする事由』を証明する書類の準備が間に合わない場合も申込は可能ですか？

A. 保護者様いずれかの『保育を必要とする事由』を証明する書類の準備が間に合わなかった場合でも、『仮申込』として受付が可能です。ただし、**令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）まで**に足りない書類が提出できなかった場合は申込が取り下げになりますので、ご注意ください。

Q 7. 現在申込児童の育休中、かつ、下の子を妊娠している状況です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか？

A. 世帯の状況によって『保育を必要とする事由』が何に該当するかが変わりますが、おおむね以下の通りです。

（１）『就労』となる場合

・申込児童が令和 7 年 4 月 1 日に入所した場合、**令和 7 年 5 月 1 日までに職場復帰が可能**であれば、『保育を必要とする事由』は『就労』となります。一度、職場に復帰するのであれば、後に下の子の産前休暇を取得しても問題ありません。

（２）『妊娠・出産』となる場合

・（１）に該当しない、かつ、下の子の**出産（分娩）予定日が令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 7 月 1 日の間**であれば、『保育を必要とする事由』は『妊娠・出産』となります。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 8. 転職を検討している場合はどうしたらいいですか？

A. 転職のタイミングや転職活動の状況にもよりますが、おおむね以下の通りです。ただし、提出されている就労証明書と令和 7 年 4 月 1 日時点の就労先が異なる場合は再選考となり、内定が取り消しになる可能性もありますので、ご注意ください。

(1) 転職先の就労証明書（採用予定）

・申込受付時点で既に採用されることが決定しており、令和 7 年 4 月 1 日時点は転職先で就労している場合は転職先の就労証明書（採用予定）を提出してください。

(2) 現在の就労証明書

・申込受付時点では転職を検討している段階、または、転職活動中であり、転職が具体的に決定していない場合は現在の就労証明書を提出してください。

▼認可保育施設（2・3号）編

(1) 申込について

Q 9. 郵送で申込を行い、不備があった場合はどうなりますか？

A. 子育て支援課で受付後、申込に不備が無いか確認いたします。万が一、申込に不備があった場合は、保護者様へ電話連絡を行うため、速やかに対応していただきますようお願いいたします。保護者様との連絡がつかない場合には入所選考（利用調整）で不利に扱われたり、申込自体が無効になる可能性がありますので、ご注意ください。

Q 10. 出生前でも申込は可能ですか？

A. 可能です。ただし、令和 7 年 4 月 1 日の入所対象は令和 6 年 12 月 31 日までに出生した児童になります。申込を行ったが、令和 7 年 1 月 1 日以降に出生した場合は令和 7 年 4 月 2 日以降の入所対象として取り扱います。

Q 11. 希望する保育施設の募集枠が 0 名だった場合でも、希望すること自体は可能ですか？

A. 希望すること自体は可能です。また、各保育施設の募集枠はあくまで予定であり、退園児童や保育士の採用・退職によって変動する可能性があります。

Q 12. 申込後に希望保育施設を変更することはできますか？

A. 子育て支援課窓口に来庁いただけるのであれば、令和 6 年 11 月 15 日（金）までは希望保育施設の変更手続きが可能です。それ以降については入所選考（利用調整）の都合上、希望保育施設を変更することができなくなるため、ご注意ください。

Q 13. 現在市外に居住しているのですが、転入予定として申込を行うことは可能ですか？

A. 転入予定者であれば、宜野湾市へ直接申込が可能です。しかし、令和 7 年 3 月 14 日（金）までに宜野湾市への転入が可能の方という条件があります。

Q 14. 市外の認可保育施設を希望することも可能ですか？

A. 可能です。ただし、市外の認可保育施設については、その保育施設が所在する市町村が入所選考（利用調整）を行うため、基本的にはその保育施設が所在する市町村に居住している児童が優先になります。

Q 15. 既に認可保育施設に在園しているのですが、他の認可保育施設に移りたい場合でも申込は可能ですか？

A. 既に認可保育施設に在園している場合でも、『転園申込』を行うことができます。ただし、希望する保育施設への転園が内定した場合はその内定を辞退し、元の保育施設に戻ることはできなくなりますので、慎重にご検討ください。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q16. 令和6年度の申込を行ったのですが、現時点で入所待ちの状況です。令和7年度の申込も必要ですか？

A. 令和6年度中に必ず入所できるとは限らないため、現時点で認可保育施設に入所できていないのであれば、令和7年度の申込も必要です。

Q17. 申込を行ったのですが、市外へ引っ越しをすることになりました。申込を取り下げることができますか？

A. 申込の取り下げは電話で受付いたします。子育て支援課までご連絡ください。

Q18. 令和7年度の途中に入所するための申込はできますか？

A. 今回は令和7年4月1日入所のための申込受付期間になるため、受付できません。令和7年4月2日以降（年度途中）に入所するための申込については令和7年1月6日（月）から可能になります。

Q19. 申込児童の健康・発達面で気になる点がある場合でも、申込は可能ですか？

A. 申込を行うことは可能です。ただし、障がいや心身の発達に遅れがあるために、集団生活において特別な配慮が必要な児童の受け入れについては、『特別支援保育審査委員会』において審査・判定することになります。『特別支援保育審査委員会』で特別支援保育が必要かどうかを判定するためには、通常の入所申込とは別に特別支援保育審査委員会への参加申込も合わせて必要になります。詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。

(2) 『保育を必要とする事由』を証明する書類について

Q20. 現在昼はアルバイト、夜は専門学校に通っていますが、『保育を必要とする事由』はどちらになりますか？また、入所選考の際の指数はどうなりますか？

A. 複数の『保育を必要とする事由』がある場合は両方の書類が必要になります。
今回の場合、『就労』を証明する書類として①就労証明書、『就学』を証明する書類として②在学証明書と③時間割（授業日程）が分かる資料の写しをご準備ください。また、入所選考の際の指数はどちらか高い方の指数が付与されます。

(3) 入所選考（利用調整）について

Q21. 入所選考（利用調整）はどのように行われるのですか？

A. 申込をしている児童の中で利用調整基準表に基づいて付与された合計指数が高い児童から順に入所が内定いたします。ただし、各保育施設の募集予定が無いクラスに関しては入所選考（利用調整）を行うことができません。

Q22. 入所が内定したら、必ず入所できますか？

A. 必ず入所できるとは限りません。内定した保育施設への入所を希望する場合、①入所前の面談と②健康診断書の提出を行う必要があります。そして、保育施設側が『一般保育』としての受け入れが問題無いと判断した場合、子育て支援課から『入所決定通知書』を送付し、正式に入所が決定いたします。

Q23. 内定した保育施設に入所したくない場合、どうしたらいいですか？

A. 内定辞退の手続きが必要になります。電話で受付いたしますので、期限までに子育て支援課までご連絡ください。ただし、空きが生じた枠については次点の方が内定するため、内定辞退の撤回はできませんので、ご注意ください。また、2次選考で必ず内定できるとは限らないため、内定を辞退する際はご家族で十分に協議していただきますようお願いいたします。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 2 4 .結果はいつ頃に分かりますか？

A . 1 次選考（利用調整）について、**令和 7 年 1 月下旬頃**に結果通知書を郵送で発送する予定です。

Q 2 5 .入所保留となった場合はどうなりますか？

A .入所保留とは、**①希望保育施設に募集枠が無かった**、または**②他の指数が高い申込児童が内定したことにより、募集枠が埋まってしまった**ことを意味します。内定辞退者の受付後、2 次選考の対象となります。

Q 2 6 . 2 次選考でも入所できなかった場合は再申込が必要ですか？

A .令和 7 年度中（令和 8 年 3 月末まで）は入所待ちとして選考対象となるため、令和 7 年度については再申込の必要はありません。ただし、保護者様の『保育を必要とする事由』に応じた認定有効期間が切れた場合は選考対象外となりますので、ご注意ください。

Q 2 7 .きょうだい別々の保育施設に内定しました。同じ保育施設に入所させたい場合はどうしたらいいですか？

A .どちらか一方、または、両方の内定を辞退することで 2 次選考の対象になることができます。ただし、2 次選考できょうだい同じ保育施設に内定できない可能性も十分に考えられますので、慎重にご検討ください。

Q 2 8 . 2 次選考でも入所保留になってしまいました。どうしても職場復帰しないといけない場合、どうしたらいいですか？

A .公立幼稚園（4・5 歳児）や私立幼稚園・認定こども園の 1 号認定枠（3～5 歳児）、認可外保育施設を活用することが考えられます。申込方法や空き状況、預かり時間、料金等について、公立幼稚園や（仮称）大山こども園は子育て支援課幼保支援係に、私立幼稚園・認定こども園や認可外保育施設は各保育施設にお問い合わせください。

Q 2 9 .内定したのですが、就労先を退職してしまいました。この場合、内定はどうなりますか？

A .**保護者様の『保育を必要とする事由』を証明する書類に変更があった場合は再選考となり、内定の取消（入所後であれば退園）となる可能性があります。**世帯の状況次第で取り扱いが異なるため、速やかに子育て支援課までご連絡ください。

Q 3 0 .入所保留となってしまったのですが、申込児童の入所選考状況の詳細を知ることが可能ですか？

A .結果通知書の発送後であれば、お調べいたしますので、子育て支援課までお問い合わせください。

（４）利用者負担額（保育料）について

Q 3 1 .保育料はどのように算定されますか？

A .保護者様の市町村民税所得割額の合計で算出されます。詳細は『令和 7 年度宜野湾市認可保育施設保育料算定資料（参考）』をご確認ください。また、**4 月～8 月分は前年度の市町村民税所得割額で、9～3 月分は今年度の市町村民税所得割額**で算出されます。なお、**未申告やW-2の未提出等により、保護者様の市町村民税所得割額が確認できない場合は『第 8 階層（最高階層）』となります**ので、ご注意ください。

Q 3 2 .保育料がどれくらいになるかを事前に知ることは可能ですか？

A .既に申込を済ませているのであれば、子育て支援課にて仮算定を行うことができます。ただし、あくまで仮算定になりますので、確定した金額ではありません。確定した金額は入所が決定した際に通知させていただきます。

Q 3 3 .未申告の場合はどうしたらいいですか？

A .**令和 6 年 1 月 1 日時点**で居住している市町村の税務担当課や税務署等にて申告手続きを行ってください。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 3 4 .満 3 歳になったら保育料無償化の対象になるのでしょうか？

A .満 3 歳ではなく、3 歳児クラス（年度途中で 3 歳になった場合は翌年 4 月）から保育料が無償となります。認可保育施設に在園している場合、特に手続きは必要ありません。また、0 ～ 2 歳時クラスの住民税非課税世帯も保育料が無償となります。

Q 3 5 .保育料を滞納した場合はどうなりますか？

A .保育料を滞納した場合は児童手当からの特別徴収（天引き）や差し押さえ等による滞納処分を行うことがあります。また、次年度の継続利用ができなくなったり、下のきょうだいの申込を行う際に入所選考（利用調整）で減点されることがあります。

Q 3 6 .保育料の多子軽減について教えてください。

A .階層区分によって取り扱いが異なりますが、おおむね以下の通りです。

●第 3 - 1 階層・第 4 - 1 階層

・同一世帯に子ども（年齢に関わらず）が 2 人以上いる場合の保育料は当該子どものうち、年齢の高い順から 2 人目以降の子どもは『無料』となります。

●第 3 - 2 階層・第 4 - 2 多子階層

・同一世帯に子ども（年齢に関わらず）が 2 人以上いる場合の保育料は当該子どものうち、年齢の高い順から 2 人目の子どもは『半額』、3 人目以降の子どもは『無料』となります。

●第 4 - 2 階層・第 5 階層・第 6 階層・第 7 階層・第 8 階層

・同一世帯に保育施設等（幼稚園・特別支援学校幼稚部・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所に在園、または児童発達支援を受けている）を利用している未就学の子どもが 2 人以上いる場合の保育料は当該子どものうち、年齢の高い順から 2 人目の子どもは『半額』、3 人目以降の子どもは『無料』となります。

Q 3 7 .同居している家族に障がい者（児）がいる場合、保育料の減免はありますか？

A .階層区分によりますが、保育料が減免になる可能性がありますので、障がい者手帳等の写しをご提出ください。

Q 3 8 .離婚してひとり親世帯になった場合、保育料も変更になりますか？

A .年度途中で世帯の状況が変わった場合（婚姻・離婚・死亡・障がい世帯への変更）、事由発生日の翌月初日（事由発生日が月初日の場合は当月）から保育料の階層区分が変更になります。世帯の状況に場合は変更があった場合は速やかに子育て支援課までご連絡ください。また、遡って保育料の階層区分が変更になるには変更が確認できた日が属する年度内までとなりますので、ご注意ください。

Q 3 9 .修正申告を行ったのですが、保育料も変更になりますか？

A .市町村民税額の変更等（算定誤りを含む）があった場合は保育料を再算定いたします。しかし、子育て支援課が変更内容を確認できた日からみて、翌月初日から保育料の階層区分に反映いたします。市町村民税額の変更等があっても子育て支援課で確認ができない場合には遡って保育料の階層区分を変更することはできませんので、速やかに子育て支援課までご連絡ください。

Q 4 0 .入院を理由に 1 カ月登園しなかった場合、保育料は減免されますか？

A .入所後は退所しない限り、利用の有無に関わらず、保育料は全額お支払いいただく必要があります。

Q 4 1 .退園する場合、保育料はどうなりますか？

A .退園を希望する場合は退園希望日の 2 週間前までに子育て支援課窓口にて、退園届を記入してご提出ください。月途中で退園する場合の保育料は日割り計算となります。ただし、退園届の提出が遅れた場合は退園届の提出日から 2 週間分の保育料が日割りで発生しますので、ご注意ください。

よくある質問FAQ（Frequently Asked Questions）

（５）その他

Q 4 2 . 申込の前に行った方がいいこと等はありますか？

A . 希望する保育施設は可能な限り、**事前に見学することを推奨**いたします。

例年、入所内定後に『保育方針が合わない』『園の雰囲気が想像と違う』等を理由に内定を辞退される方が数名います。内定を辞退すると再度、入所待ちとなり、２次選考の結果を待つことになります。しかし、他の保育施設が既に埋まっているという状況も十分に考えられますので、保護者様の可能な限り、希望する保育施設の見学を行ってください。

【特に確認した方がいい点】 ①保育方針 ②食物アレルギーの対応 ③土曜日・延長保育 ④発熱時等の取り扱い

Q 4 3 . 保育必要量（保育利用時間）はどのように決定されますか？

A . 保護者の『保育を必要とする事由』が『就労』の場合、就労内容が**月 1 2 0 時間以上**であれば『標準時間（1 1 時間）』、**月 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満**であれば『短時間（8 時間）』となります。決められた保育必要量（保育利用時間）を超えて保育施設を利用することも可能ですが、別途、延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

Q 4 4 . 延長保育について、教えてください。

A . 急用や残業等を理由に、決定された保育必要量（保育利用時間）を超えて保育施設を利用することをいいます。利用できる時間帯と料金については保育施設によって異なりますので、詳細は保育施設に直接ご確認ください。

Q 4 5 . 認可外保育施設や一時預かりを利用したい場合、申込や問い合わせ先はどこになりますか？

A . 利用を希望している保育施設へ直接お問い合わせください。

Q 4 6 . ファミリーサポートセンターを利用したい場合、申込や問い合わせ先はどこになりますか？

A . 宜野湾市役所こども政策課こども育成係（TEL：8 9 3－4 4 6 3）までお問い合わせください。

Q 4 7 . 食物アレルギーがあるのですが、給食はアレルギーに対応していますか？

A . 食物アレルギーについて、認可保育施設は基本的に除去食に対応しておりますが、食品によっては完全に除去することが難しく、対応できないケースもあります。その場合はお弁当の持参をお願いすることになります。

Q 4 8 . 入所後、市外へ転出した場合、そのまま在園することはできますか？

A . 市外へ転出した場合は**原則退園**となります。退園手続きが必要になりますので、転出予定の方は事前に子育て支援課までご連絡ください。なお、**月初日に転出した場合は転出日が属する月の前月末で退園、2 日以降に転出した場合は転出日の月末で退園**となります。ただし、5 歳児クラスや地域型保育事業所の 2 歳児クラスについては、最終学年という理由で保護者様の希望があれば、継続利用を認めるケースもあります。

Q 4 9 . 入所後、長期間お休みしても問題ありませんか？

A . 自己都合により、1 カ月以上登園しない場合は家庭保育が可能とみなすため、退園となります。ただし、里帰り出産については、3 カ月まではお休みを認めております。なお、登園していない期間についても保育料は全額発生します。

Q 5 0 . 地域型保育事業所に入所した場合、3 歳児クラスからはどうなりますか？

A . 地域型保育事業所の卒園児童は①在園している地域型保育事業所の連携施設へ入所するか、②連携施設以外の保育施設への入所申込を行っていただくことになります。なお、地域型保育事業所の卒園児童については、他の新規申込児童よりも優先して入所選考を行います。

よくある質問FAQ（Frequently Asked Questions）

▼公立幼稚園（1号）編

（1）申込について

Q5 1. 小学校区以外の幼稚園へ入園することはできますか？

A. 原則、小学校区に準じています。市内転居の予定がある場合や留守家庭等特別な理由がある場合に限り、指定園を変更できることがあります。詳しくは子育て支援課幼保支援係（TEL：893-4649）までお問合せください。

Q5 2. 他市町村から宜野湾市へ転入予定があります。事前に入園の手続きを行うことはできますか？

A. 転入後の住所を確認できる書類をご準備できる場合のみ、事前に手続きを行うことができます。転入先のご住所が確定していない場合は手続きを進めることができませんのでご注意ください。

Q5 3. 申込児童の健康・発達面で気になる点がある場合でも、申込は可能ですか？

A. 特別支援教育を希望される方は教育支援委員会への申請が必要です。入園申込後、幼稚園での面談時にご相談ください。教育支援委員会では書類提出、親子面談、発達検査等を基に審議を行います。

（2）その他

Q5 4. ケータリング費用の免除はありますか？

A. ケータリング費用は自己負担となります。免除制度はありません。

Q5 5. 一時預かり（午後の預かり）保育料は無償化の対象になりますか？

A. 保護者様の『保育を必要とする事由』がある場合は無償化対象（※施設等利用給付の申請が必要）となります。申請が無い場合は1日400円の自己負担となります。

Q5 6. 1号認定（教育標準時間）のみの利用を考えていますが、年度途中から長期預かり保育を利用できますか？

A. 年度途中からの利用も可能です。長期預かり保育を希望される場合は、保護者様の『保育を必要とする事由』を証明する書類をご提出ください。

Q5 7. 短期預かりの利用日数の上限はありますか？

A. その月の教育日数の半数を超えない範囲での利用となります。（※1日400円）

例）教育日数：20日 ➡ 上限：10日

Q5 8. 私立幼稚園や私立認定こども園の1号認定での入園を希望していますが、手続きは何か必要ですか？

A. 私立幼稚園や私立認定こども園の1号認定については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

▼うなばら保育所編

Q5 9. うなばら保育所は閉所するのですか？

A. ①施設の老朽化と②令和7年4月から『大山幼稚園』が認定こども園へ移行し、『（仮称）大山こども園』が開園することに伴い、令和8年3月末で閉所する予定です。

よくある質問FAQ（Frequently Asked Questions）

Q 6 0 .現在うなばら保育所に在園している児童はどうなりますか？

A .令和 7 年 4 月または令和 8 年 4 月のタイミングで他の保育施設へ転園してもらうことになります。なお、入所選考（利用調整）の際に優先的に調整させていただきます。ただし、希望する保育施設に必ずしも募集枠があるとは限らないため、保護者様の希望に添えない可能性もございます。

▼（仮称）大山こども園編

Q 6 1 .『大山幼稚園』が『（仮称）大山こども園』になると何が変わるのでしょうか？

A .大きな変更点としては次の 3 つになります。

①これまでは 1 号認定（幼稚園枠）のみの入園でしたが、2 号認定（保育園枠）でも入園できるようになります。②これまでは 4・5 歳児クラスのみでしたが、新たに 3 歳児クラスが設置されます。③これまで月・水・金は午前で降園（一時預かり利用者は弁当持参またはケータリング）、火・木は弁当持参でしたが、給食（ケータリング）の提供があります。ただし、現在も開園に向けての準備・調整段階のため、変更となる可能性があります。

Q 6 2 .送迎時に使用できる駐車場はありますか？

A .小学校隣接のため、駐車場はありません。原則徒歩登園（※車両送迎不可）となります。

Q 6 3 .希望したら誰でも入園できますか？

A .小学校への円滑な接続を見据えて、小学校区に居住する児童を優先的に受け入れることを基本とします。また、『保育を必要とする事由』が無い場合は 1 号認定、『保育を必要とする事由』がある場合は 2 号認定での申込となります。なお、2 号認定の場合は『保育を必要とする事由（指数）』によって入所選考（利用調整）を行うため、入所できない可能性もございます。

Q 6 4 .現在大山幼稚園に在園している児童はどうなりますか？

A .現在『大山幼稚園』に在園している児童については、そのまま『（仮称）大山こども園』で進級となります。

▼（仮称）琉球大学病院保育園ミライエ編

Q 6 5 .西普天間住宅地区に建設中の琉球大学病院に保育園ができると聞きましたが、本当ですか？

A .宜野湾市の認可保育施設として、令和 7 年 4 月 1 日開所予定で準備・調整をしております。概要は以下の通りです。

【（仮称）琉球大学病院保育園ミライエ】

開園時間：7：00～18：00 ※延長保育を利用した場合は 19：00 まで

対象クラス：0 歳児～5 歳児 定員：70 名（従業員枠 46 名・地域枠 24 名）

Q 6 6 .琉球大学病院で勤めており、従業員枠で入所したいと考えています。どのような手続きが必要になりますか？

A .従業員枠については琉球大学病院が入所選考を行い、内定児童を決定いたしますので、琉球大学病院に申込方法をご確認ください。従業員枠での入所が内定した際には、お住いの市町村で保育認定を受ける手続きを行う必要があります。

Q 6 7 .琉球大学病院の近くに住んでおり、地域枠で入所したいと考えています。どのような手続きが必要になりますか？

A .宜野湾市民の方であれば、宜野湾市役所子育て支援課にて令和 7 年度 4 月一斉入所申込を行う必要があります。